

地域森林計画書

能登森林計画区

計画期間

自 令和 7 年 4 月 1 日
至 令和 1 7 年 3 月 3 1 日



令和 6 年12月樹立
令和 7 年12月変更

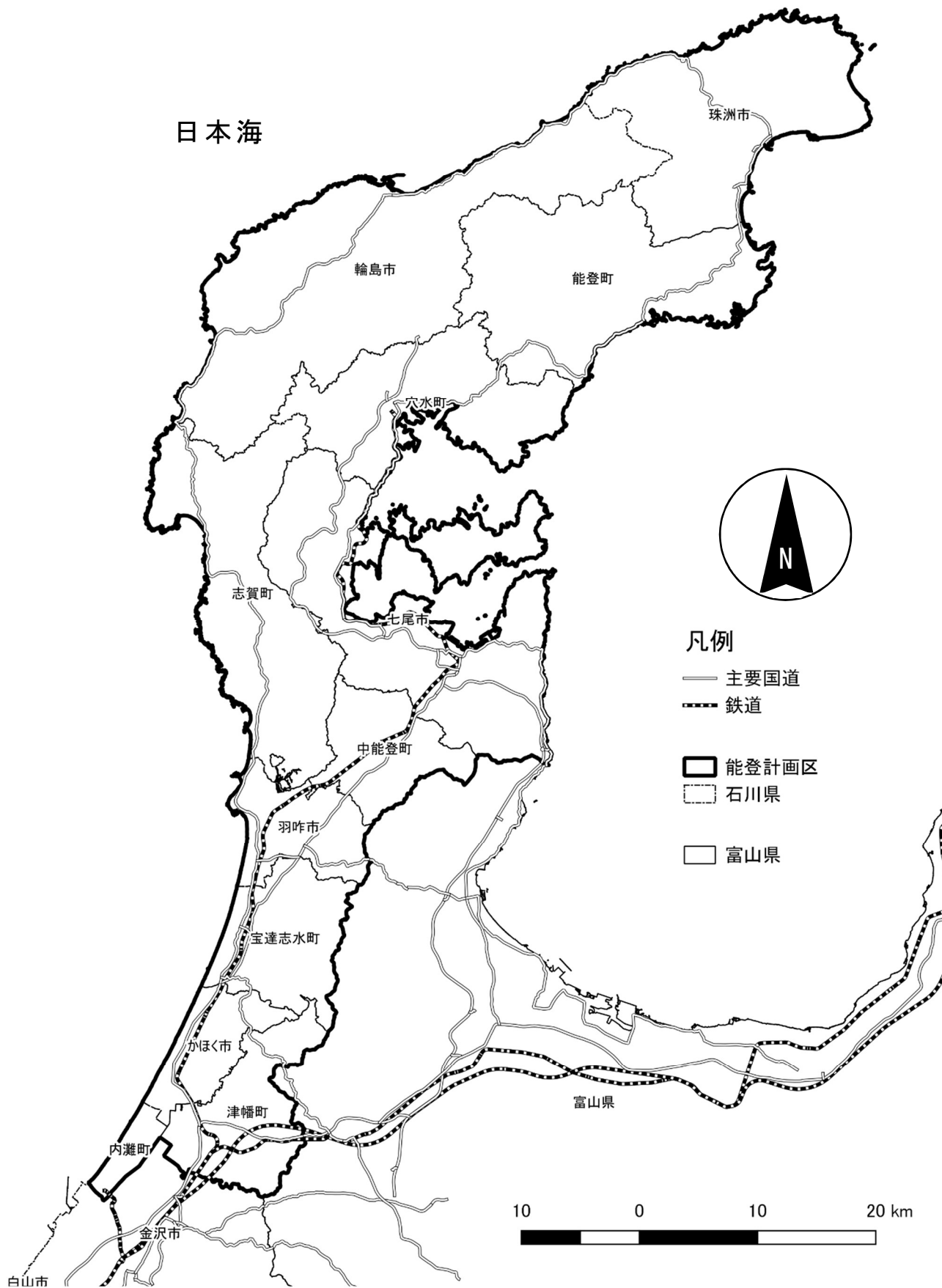
石川県

目次

第1章 計画のあらまし	1-1
第1. 地域森林計画の位置付け	
第2. 石川県の森林・林業・木材産業の現状と課題	
第3. 森林計画区の概況	
第4. 前計画の実行結果の概要とその評価	
第5. 計画樹立にあたっての石川県の基本的考え方	
第6. 能登森林計画区における方針	
第2章 計画事項（共通編）	2-1
第1. 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	2-1
第2. 森林の整備に関する事項	2-4
1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	
2 造林に関する事項	
3 間伐及び保育に関する事項	
4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	
5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	
6 森林施業の合理化に関する事項	
第3. 森林の保全に関する事項	2-19
1 森林の土地の保全に関する事項	
2 保安施設に関する事項	
3 鳥獣害防止森林区域に関する事項	
4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	
第4. 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項 ..	2-21
第5. その他必要な事項	2-22
1 森林簿等の取扱いに関する事項	
2 森林GIS及び森林に関するデータベースの整備に関する事項	
第3章 計画事項（能登森林計画区編）	3-1
第1. 計画の対象とする森林の区域	3-1
第2. 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	3-1
計画期間において到達、保持すべき森林資源の状態	
第3. 森林の整備に関する事項	3-2
1 計画期間内の伐採立木材積	
2 間伐面積	
3 人工造林・天然更新別の造林面積	
第4. 森林の保全に関する事項	3-3
1 林地の保全に特に留意すべき森林の地区の面積等	
2 保安林の整備及び治山事業に関する計画	
第5. その他の計画量	3-8
1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	
2 林道の開設及び拡張に関する計画	

(附) 参考資料		附-1
1 森林計画区の概況		附-1
(1) 市町別土地面積及び森林面積		
(2) 地 況		
(3) 土地利用の現況		
(4) 産業別就業者数		
2 森林の現況		附-5
(1) 齢級別森林資源表		
(2) 法令により施業について制限を受けている森林、普通林別森林資源表		
(3) 市町別森林資源表		
(4) 樹種別材積表		
(5) 森林の被害		
3 林業の動向		附-11
(1) 保有山林規模別林家数		
(2) 森林経営計画の認定状況		
(3) 経営管理権及び経営管理実施権の設定状況		
(4) 森林組合及び生産森林組合の現況		
(5) 林業事業体等の現況		
(6) 林業労働力の概況		
(7) 林業機械化の概況		
(8) 作業路網等整備の概況		
(9) その他		
4 持続的伐採可能量		附-16
(附) 石川県天然更新完了基準書		附-17
(附) 主伐時における伐採・搬出指針		附-26

能登森林計画区の位置図



担当者職名及び氏名並びに樹立に従事した期間

森林管理課長	井 南 哲 司
担当課長	山 名 佑 樹
課長補佐	高 橋 大 輔
技 師	徳 田 洸 大

自 令和 7 年 4 月 1 日

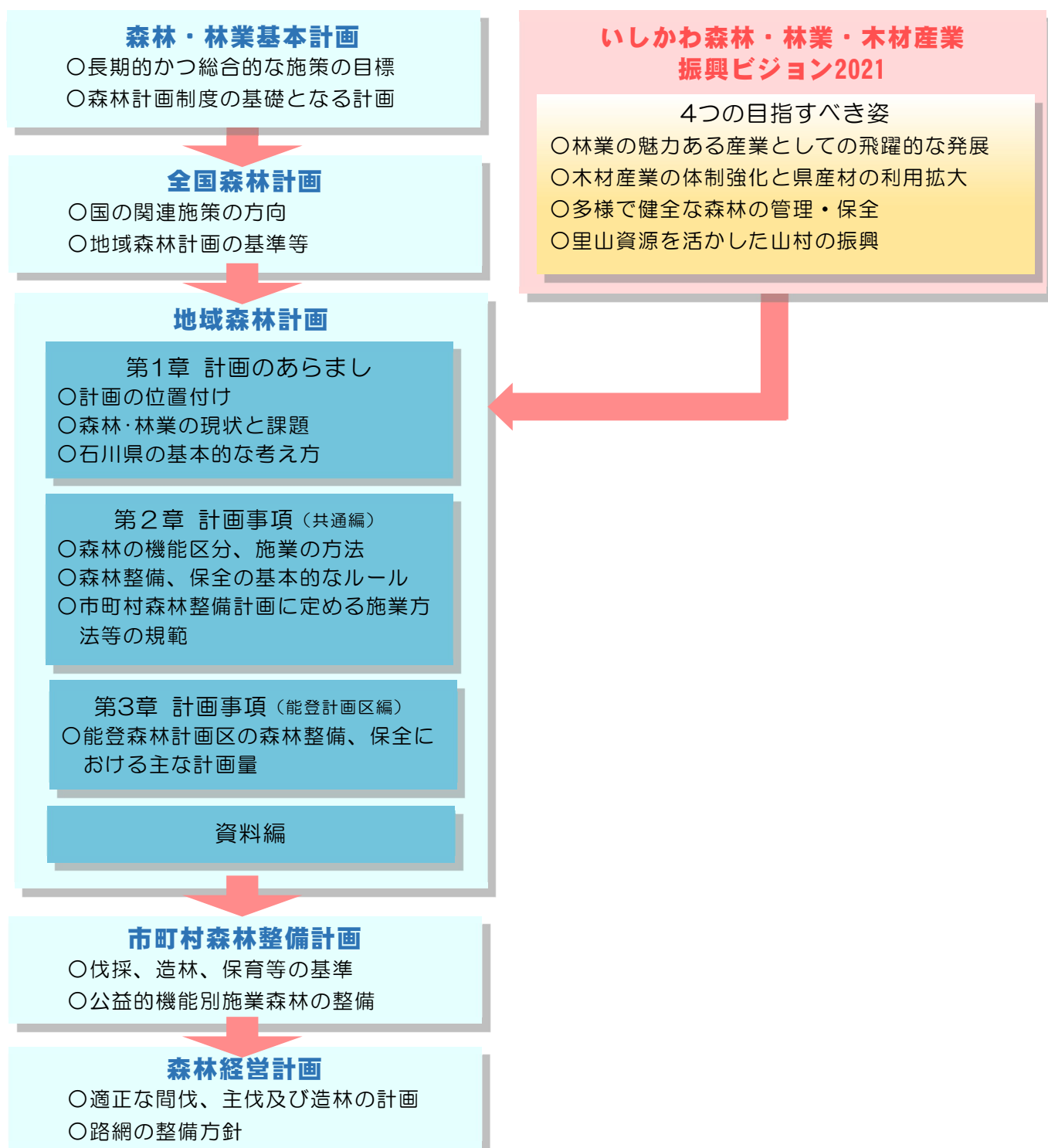
至 令和 1 7 年 3 月 3 1 日

第1章 計画のあらまし

第1. 地域森林計画の位置付け

石川県では、近年の森林・林業・木材産業の情勢の変化を受けて、令和3年3月に「いしかわ森林・林業・木材産業振興ビジョン2021」を策定し、「10年後の県産材供給量30万m³の実現」を目標に、4つの目指すべき姿を掲げています。

一方で、森林法第5条の規定に基づき、都道府県知事は、全国森林計画に則して、森林計画区内の民有林の整備及び保全の方策について定める地域森林計画を策定することとされており、当該地域森林計画では、全国森林計画や上記ビジョンの方針等を踏まえて、令和2年4月1日から令和12年3月31日までの10年間の計画を定めています。



第2. 石川県の森林・林業・木材産業の現状と課題

（１）「林業の魅力ある産業としての飛躍的な発展」を目指すための現状と課題

本格的な主伐期を迎えている経済林は、利用間伐に加えて、主伐・再造林による循環利用を積極的に進めていくことが重要である。

しかしながら、長期的な木材価格の低迷等による森林所有者の経営意欲の減退や所有者、境界や現況等が不明確な森林の存在等により、林業事業体¹は安定的かつ効率的な経営を行うための施業地の集約化と中長期的な事業量の確保に苦心している。

また、林業専用道や森林作業道の開設が進み、高性能林業機械¹が普及したことで、素材（丸太）生産¹経費の削減に一定の進展がみられるものの、林業収益力の低迷から主伐・再造林が進まず、人工林の年間成長量約120万 m^3 や県内木材産業の木材需要量約40万 m^3 に対して、県産材供給量は15万 m^3 程度に留まっている。

このため、これまで以上に、素材生産経費、輸送経費、再造林経費の削減等に取り組み、林業収益力を高めていく必要がある。

他方で、林業従事者はこの20年間で半減し、近年は480人前後で推移しているが、一部地域では、担い手不足が間伐や主伐等の森林整備量の制限要因になっている。

林業は収入が不安定な日給制が多く、他産業と比べて所得が低位であることや、労働災害の危険性が高い状況にあり、このままでは、県内の生産年齢人口の減少が見込まれる中、担い手の確保はさらに難しくなることが懸念される。

今後は、これまでの長期就業体験等の担い手確保・育成の取り組みに加えて、スマート林業の実践等により、林業従事者の労働環境を改善していくことが喫緊の課題である。

（２）「木材産業の体制強化と県産材の利用拡大」を目指すための現状と課題

県内の製材工場の多くは小規模・零細であり、製材工場数は平成22年の106工場から平成30年には72工場に減少し、製材品出荷量についても同時期に、48千 m^3 から34千 m^3 に減少した。

その結果、県内の製材品需要量が172千 m^3 （H30）あるにもかかわらず、県内の製材工場による県内向け製材品の出荷量は29千 m^3 と低位に留まっており、海外産、県外産の製材品に需要を奪われている状況となっている。

また、木造住宅における使用木材の約9割がプレカット¹加工される中、プレカット工場が求める寸法安定性のある人工乾燥材の出荷率は15%に留まる。

このため、品質が確かで付加価値の高い県産製材品を、県外産製材品と競争力のある価格で、安定的に供給することが課題となっている。

他方で、木材は、主伐・再造林を通じて再生産が可能な環境に優しい資源であり、県産材の利用を促進することは、林業・木材産業の振興による地域経済の発展に資するだけでなく、適正な森林整備を通じて森林の多面的機能の維持・増進につながり、県民の安全・安心な生活にも寄与する。

一方、今後少子高齢化の進行などにより木材需要の大宗を占める住宅需要が減少する見通しであるため、住宅分野での県産材製品のシェア拡大と公共建築物やこれまで木造化が進んでいない民間非住宅建築物での県産材の利用拡大が必要となる。

このような中、平成30年6月には「石川県県産材利用促進条例」が施行され、行政機関での率先した県産材利用や県全体での県産材利用の機運醸成が進みつつある。

（３）「多様で健全な森林の管理・保全」を目指すための現状と課題

県民は森林の果たす役割として、水源涵養や地球温暖化防止、山地災害防止等の機能の発揮を期待しており、森林・林業施策としては、適切な森林整備や生物多様性の保全のニーズが高い。

そのような中、戦後造成された人工林は、多くが本格的な主伐期を迎えているが、林業収益力の低迷等から、主伐・再造林による循環利用が進んでいない。

適切に管理されず手入れ不足となった人工林は、環境林として強度間伐等により針広混交林化が進められている。また竹林の無秩序な拡大を防ぐため、放置竹林の除去が進められている。

集落周辺の里山林¹は、薪炭林等として利用されなくなった結果、集落との緩衝帯機能が低下している。

また、局地的な集中豪雨や山地災害の発生リスクが増加する傾向にあることから、治山・林道施設の老朽化対策等や松くい虫の被害が継続的に発生している海岸防災林の再生・保全が進められている。

さらに、県民ニーズを踏まえ、スギ花粉の発生源対策や希少野生生物に配慮した森林整備が重要な課題となっているほか、県民参加の森づくりを進めている。

（４）「里山資源を活かした山村の振興」を目指すための現状と課題

里山資源であるきのこ類等の特産林産物は、本県の林業産出額の半数を占めている。

原木しいたけは、「のと115」の特産品である「のとてまり」が市場で高い評価を得ているが、生産量が伸び悩んでいる。

生活様式の変化により薪炭林が利用されずに放置され、高齢化や大径木化が進んだことにより、木炭や原木しいたけ用の適寸の原木の確保が難しくなっている。

いしかわ里山振興ファンドを活用した、里山資源を活かした生業の創出やスローツーリズムの推進等による交流人口の拡大が進んでいる。

企業経営やライフスタイルの大きな転換の動きが見られる中、森林空間利用へのニーズが増加するとともに、山村への移住・定住の関心が高まっている。

今後は、移住者や地域の若者を、里山資源を活用した生業の担い手として確保・育成していくことが課題となっている。

第3. 森林計画区の概況

■ 県央地域（かほく市・津幡町・内灘町）

- ・人工林面積¹は3.6千haであり（人工林率44%）、県内の人工林の4%を占めている。
- ・素材生産量²は9.4千m3であり、県内の7%である。

■ 中能登地域（七尾市・羽咋市・志賀町・宝達志水町・中能登町）

- ・人工林面積¹は26.1千haであり、人工林率が51%と高く、県内全体の26%を占める。
- ・素材生産量²は15.6千m3で県内の11%である。

■ 奥能登地域（輪島市・珠洲市・穴水町・能登町）

- ・人工林面積¹は42.5千haであり、人工林率が51%と高い。民有林面積は県内の33%（人工林は43%）を占め、県内で森林資源が最も豊富な地域である。
- ・古くからアテ択伐林施業が行われてきた林業地であり、アテ林の面積は県内の大部分を占める。
- ・素材生産量²は30.9千m3で、県内の22%を占めている。
- ・里山林の整備やグリーン・ツーリズム、農家民宿等を組み合わせた先駆的な里山の利用保全の取り組みがみられる。
- ・しいたけや木炭など特産林産物の生産が多く、「のとてまり」の生産が行われている。

¹令和4年度実績

²令和5年実績



アテの複層林



ICT機器を導入したハウス



原木しいたけ「のと115」の特秀品である「のとてまり」

第4. 前期計画の実行結果の概要とその評価

前期地域森林計画（計画期間：令和2年度～令和11年度）の前年5か年（令和2年度～令和6年度）における計画量と対する実行結果は次のとおりです。

（1）伐採立木材積

主伐については、木材価格の低迷により森林所有者の収益が確保できず、伐採の同意取得が進んでいないこと等から、計画量の17%にとどまっています。

間伐については、森林所有者のとりまとめ等に時間を要するなど、施行地あたりの労力が大きいこと等から、計画量の20%にとどまっています。

単位 材積：千m³ 実行歩合：%

主伐／間伐	計 画	実 行	実行歩合
主伐	591	103	17%
間伐	1,173	231	20%
計	1,764	334	19%

（2）間伐面積

間伐面積については、伐採立木材積の間伐と同様に、施行地あたりの労力が大きいことから、間伐面積の達成率は23%にとどまっています。

単位 面積：ha 実行歩合：%

計 画	実 行	実行歩合
16,790	3,844	23%

（3）人工造林・天然更新別の造林面積

造林面積に関しては、主伐が少ないことから計画を下回る結果となっており、天然更新が、人工造林よりも多くなっています。

単位 面積：ha 実行歩合：%

人工造林			天然更新			合計		
計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
1,314	399	30%	4,126	495	12%	5,440	894	16%

(4) 林道の開設及び拡張の数量

林道の開設及び拡張の数量については、森林整備量の減少などにより計画量の7%と39%にとどまっています。

単位 開設：km、拡張：箇所

区分	計 画	実 行	実行歩合
開設	39	2	7%
拡張	114	45	39%

(5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画

保安林の指定状況については、保健、風致の保存等のための保安林が100%、水源涵養^{かん}のための保安林が82%とほぼ計画どおりに進んでいる一方で、災害防備のための保安林が54%と計画量を下回っています。

また、治山事業の実績数量は計画どおりとなっています。

ア 保安林の種類別面積

単位 面積：ha 実行歩合：%

	計 画	実 行	実行歩合
総数（実面積）※	22,544	16,433	73%
水源涵養 ^{かん} のための保安林	13,457	11,036	82%
災害防備のための保安林	7,980	4,284	54%
保健、風致の保存等のための保安林	6,193	6,193	100%

※総数欄は、二つ以上の目的を達成するために重複して指定される保安林があるため、内訳の合計に一致しない。

イ 治山事業の数量

単位 箇所 実行歩合：%

計 画	実 行	実行歩合
106	106	100%

第5. 計画樹立にあたっての石川県の基本的考え方

石川県では、令和3年3月に「いしかわ森林・林業・木材産業振興ビジョン2021」を策定し、「10年後の県産材供給量30万m³の実現」を目標に、「林業の魅力ある産業としての飛躍的な発展」、「木材産業の体制強化と県産材の利用拡大」、「多様で健全な森林の管理・

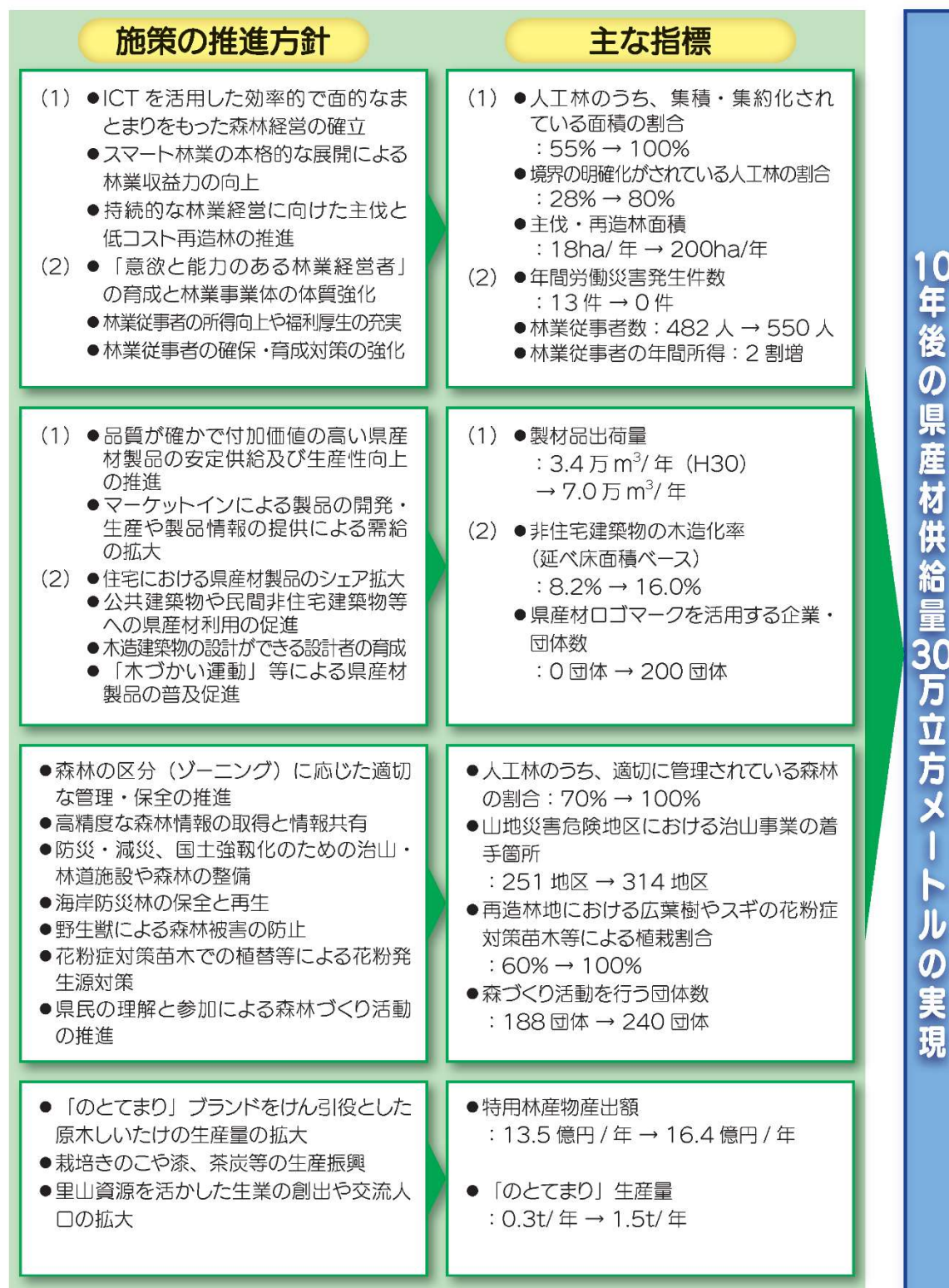


第3章 森林・林業・木材産業の目指す姿と施策の方針

4つの分野ごとの10年後の目指す姿、施策の推進方針、主な指標

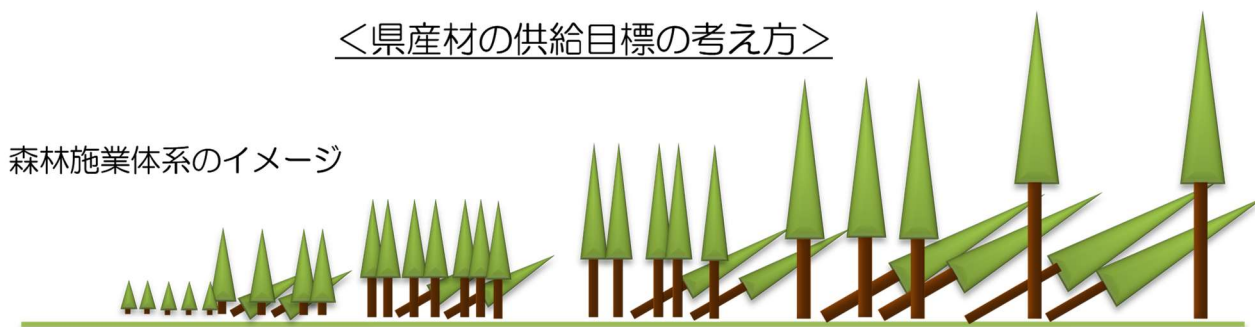
目指す姿	現状と課題
1 林業の魅力ある産業としての飛躍的な発展 (1) 「意欲と能力のある林業経営者」によりICT等を活用した効率的な経営が行われ、林業収益力が大きく向上 (2) 林業が魅力ある産業に発展し、林業従事者が誇りをもって現場で活躍	(1) ● 林内路網など県産材の生産基盤の整備が進む一方、林業収益力の低迷から、主伐・再造林が進まず、県産材供給量は目標の半分 ● スマート林業の技術開発・実証に着手 (2) ● 担い手数が伸び悩み ● 高い労働災害発生率(全産業平均の10倍)と低所得という労働環境の改善
2 木材産業の体制強化と県産材の利用拡大 (1) 品質が確かで付加価値の高い県産材製品が安定的に供給 (2) 県内の建築物の構造材や内装材として県産材が選択	(1) ● CLT等の付加価値の高い製品の生産施設が稼働する一方、寸法安定性の高い人工乾燥材等の生産体制が脆弱 (2) ● 新たな需要の開拓が課題となる中、いしかわ森林環境税を活用し県産材利用促進対策を開始(住宅助成の拡充、民間施設への助成、木づかい運動)
3 多様で健全な森林の管理・保全 全ての森林が適切に管理され、県民の生活を支える多様なサービスを提供	● 手入れ不足人工林の整備や放置竹林の除去等は、いしかわ森林環境税等を活用し、計画的に実施 ● 適切に経営管理されていない森林が多く存在 ● 局地的な集中豪雨等の多発による山地災害リスクの増大や海岸防災林における継続的な松くい虫被害の発生
4 里山資源を活かした山村の振興 里山資源を活かした生業の創出や交流人口の拡大により山村が活性化	● 「のとてまり」のブランド化が進む一方、生産量が伸び悩み ● いしかわり山振興ファンドにより生業の創出や交流人口の拡大が進む中、担い手の確保が課題

保全」、「里山資源を活かした山村の振興」の4つを目指すべき姿（下図参照）として掲げ、地域森林計画の樹立にあたっての石川県の基本的考え方としています。



＜県産材の供給目標の考え方＞

森林施業体系のイメージ



齢級	1 齢級	3 齢級	5 齢級	8 齢級	10 齢級～	12 齢級～
施業種	新植	除伐	保育間伐	第1回利用間伐	第2回利用間伐	主伐



根元から梢端まで含めた全幹集材

利用間伐			主伐
第1回	第2回	小計	
439ha 36,000m ³	1,177ha 124,000m ³	1,616ha 160,000m ³	200ha 140,000m ³

供給量
(林業生産)

300,000m ³

規格別出材量				
末口径	末口径	末口径	末口径	末口径
14cm未満	14cm以上18cm未満	18cm以上22cm未満	22cm以上28cm未満	28cm以上
6,000m ³	38,000m ³	40,000m ³	128,000m ³	88,000m ³



需要量
(木材加工)

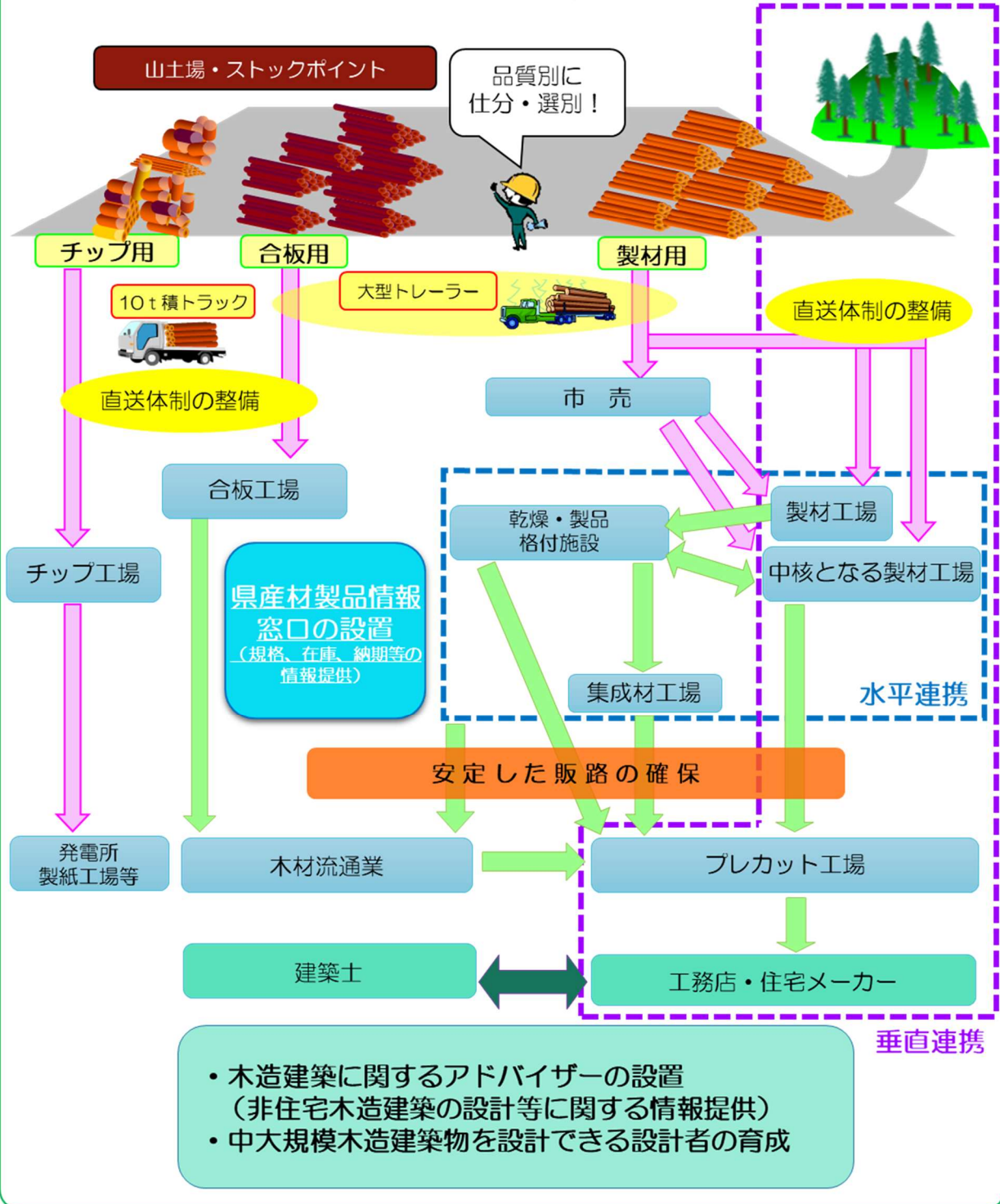
区分	県内需要			県外移出
	製材用	合板用	チップ・バイオマス用	製材・チップ・バイオマス用
県内産材 (270千m ³)	90千m ³	100千m ³	80千m ³	県外移出 30千m ³
県外産材 (230千m ³)	30千m ³	200千m ³	0m ³	
合 計 (500千m ³)	120千m ³	300千m ³	80千m ³	

年間30万^m搬出

木材産業の振興

〈製材・合板・バイオマス等の
県産材製品の利用拡大〉

直送体制の整備
二需給マッチングシステム



第6. 能登森林計画区における方針

能登森林計画区では、「いしかわ森林・林業・木材産業振興ビジョン2021」の方針を踏まえ、「林業の魅力ある産業としての飛躍的な発展」を目指すべき姿として、「県木「アテ」の生産振興と「能登ヒバ」のブランド化や「のとてまり」の生産振興等の施策を進めます。

一方、令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震、及び同年9月に発生した令和6年奥能登豪雨により、能登森林計画区においては甚大な被害が生じております。今後の創造的復興に向けた取り組みにおいては、林道及び山腹崩壊等の復旧に向けた整備を進めます。

また、被災によりさらなる担い手不足が懸念される中、林業従事者を確保・育成するとともに、能登ヒバ資源の回復を図るための苗木生産を促進するとともに、まちづくり型・ふるさと回帰型の応急仮設住宅等への県産材の活用を図ることとしております。

アテ林業と能登ヒバの利用促進

石川県の県木であるアテは、能登半島で古くから造林樹種として用いられているヒノキ科の針葉樹で、標準和名はヒノキアスナロ（学名 *Thujopsis dolabrata* var. *Hondae*）といえます。

アテは、耐陰性が高く、枝から発根しやすい等の特徴を持ちます。これらの性質を活かして、能登半島の一部地域では、成木を単木的に伐採する択伐と林間への挿し木等による独特の施業により、集落の周りにアテ林を育成してきました。近年では、苗木の生産方法も確立され、病虫害への対策の研究も進むなど、将来のアテ林業の発展に向けた取り組みがなされています。

能登ヒバは、石川県産のアテ材の流通名で、他の樹種に比べて優れた性質を持ち、ヒノキと同様に高級建築材として人気があり、スギよりも高値で取引されています。



挿し木や、地面に接した枝からの発根(伏条更新)により複層林が作られる

原木しいたけ「のとてまり、のと115」の

ブランド戦略

「のとてまり」は、奥能登地域で栽培される原木生しいたけで、傘の直径が8cm以上、厚さが3cm以上、巻き込み1cm以上の大型しいたけです。

平成22年にしいたけ生産者、JA関係者、市場関係者、県・市町等による「奥能登原木しいたけ活性化協議会」を設立し、生産と販売が一体となった取り組みを行うことで、ブランド化を推進してきました。

平成30年の初競りでは1箱当たり20万円で競り落とされるなど、石川の冬の風物詩として定着してきています。

また、栽培に使用する原木には、石川県内で伐採したコナラなどの広葉樹が使われています。



香りや風味が良く、肉厚で食べごたえがある「のとてまり」

第2章 計画事項（共通編）

第1．森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の基本的な考え方

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全、地球温暖化の防止に果たす役割や近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化、また急速な少子高齢化と人口減少等の社会的情勢の変化を考慮し、市町村森林整備計画で定めるゾーニングに応じて、適正な森林施業の面的な実施や森林の保全を図る。

具体的には、森林の諸機能が発揮される場である「流域」を基本単位として、それぞれの森林について、森林資源の状況や地域の自然条件、社会的要請等を総合的に勘案の上、期待される機能を次の7種類に区分し、各機能に応じた森林の適切な施業を実施する¹。

森林の有する機能 ²	森林の望ましい姿	具体的な施業
水源涵養機能 <small>かん</small>	<ul style="list-style-type: none"> 下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透、保水能力の高い森林土壌を有する森林 必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林 	<ul style="list-style-type: none"> 適切な保育・間伐の促進 手入れ不足人工林の針広混交林化 伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散 保安林の指定及び適切な管理
山地災害防止機能／ 土壌保全機能	<ul style="list-style-type: none"> 下層植生が生育するための空間が確保され適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林 必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林 	<ul style="list-style-type: none"> 適切な保育・間伐の促進 手入れ不足人工林の針広混交林化 伐採に伴う裸地面積の縮小・分散 保安林の指定及び適切な管理 溪岸の浸食防止や山脚の固定等に必要なる谷止や土留等の施設の設置
快適環境形成機能	<ul style="list-style-type: none"> 樹高が高く枝葉が多く茂っている等遮へい能力が高く、騒音や風等の諸被害に対する抵抗性が高い森林 汚染物質の吸着能力が高く、かつ、抵抗性があり、葉量の多い樹種によって構成されている森林 	<ul style="list-style-type: none"> 森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進 保護及び適切な利用の組み合わせに留意した、適切な保育・間伐等 生活環境の保全のための保安林の指定及び適切な管理 防風・防潮や景観の創出
保健・レクリエーション機能	<ul style="list-style-type: none"> 観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林 キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林 国民の保健・教育的利用等に適した森林 	<ul style="list-style-type: none"> 森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進 保健のための保安林の指定及び適切な管理 自然条件や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図る等の多様な森林整備
文化機能	<ul style="list-style-type: none"> 潤いある自然景観や歴史的風致を構成する森林 	<ul style="list-style-type: none"> 美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進 風致の保存のための保安林の指定及び適切な管理

¹ 森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類等により発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要がある。

² これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地性のない機能であることに留意する必要がある。

生物多様性保全機能	<ul style="list-style-type: none"> 森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されている森林 	<ul style="list-style-type: none"> 森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進 保護及び適切な利用の組み合わせに留意した、適切な保育・間伐等 生態系として重要な森林の適正な保全 手入れ不足人工林の針広混交林化 野生動植物のための回廊の確保
木材等生産機能	<ul style="list-style-type: none"> 県民生活に不可欠であり、再生可能資源として重要性が高まりつつある木材等林産物を、持続的かつ効率的に供給する森林 	<ul style="list-style-type: none"> 森林の健全性を確保 木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐の実施 施業の集約化、路網整備の促進及び機械化を通じた効率的な木材生産体制の整備

2 森林の整備及び保全の目標

森林の整備及び保全の推進に当たっては、1に定める「森林の整備及び保全の基本的な考え方」や、第1章第6「能登森林計画区における方針」を踏まえ、特に以下の事項に留意して、計画的に推進することとする。

- 水源の涵養^{かん}や山地災害の防止、生物多様性の保全等、森林の多面的機能の維持増進のために必要な間伐等の実施、適確な更新の確保、治山対策の推進を図る。
- ブナ林、溪畔林、照葉樹林等の自然植生の保存に努める。
- 自然条件等に応じた針広混交林化や複層林化の推進により多様で健全な森林への誘導を図る。
- 手入れが行き届かない人工林の解消に努める。
- 里山林の利用保全を推進する。
- 県民の生活環境を保全する海岸林の再生を推進する。
- 森林病虫害や野生動物による森林被害の防止を図る。
- 木材等生産機能を期待する森林における施業集約化、路網整備の推進、計画的な利用間伐に加えて、主伐と植栽による確実な更新を推進する。
- 花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進する。

また、森林の諸機能発揮に向けた森林の誘導の考え方については、育成のための人為³の程度、単層・複層という森林の階層構造に着目し、次の3つに分類して示す。

森林	施業の方針	実施すべき伐採及び更新の方法
育成単層林	保育・間伐の積極的な推進、広葉樹林化、針広混交林化	森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持する施業
育成複層林	人為と天然力を適切に組み合わせた計画的かつ多様性に富む整備	森林を構成する林木を択伐 ⁴ 等により部分的に伐採し、一定の範囲又は同一空間において複数の樹冠層 ⁵ を構成する森林として人為により成立させ維持する施業
天然生林	天然力を活かした的確な保全及び管理	主として天然力を活用 ⁶ することにより成立させ維持する施業（天然生林施業）。この施業には、国土の保全、自然環境の保全、種の保全等のための禁伐等を含む。

これらの森林の誘導について、計画期間において到達、保持すべき森林資源の状態の計画量を第3章第2（3-1ページ）のとおり定める。

3 その他の事項

前項の目標を達成するための方策として、1に示す各機能に応じた施業のほか、以下の取り組みを実施する。

ア 森林の保護・保全に関する施策

保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止対策等森林の保護・保全対策等を推進する。

イ 樹種・品種の転換に関する施策

造林樹種として少花粉スギ・無花粉スギやカラマツへの転換等、樹種・品種の転換に関する施策を推進する。

ウ 林道等路網の整備

林道は、効率的な森林施業、森林の適正な経営管理に欠くことのできない施設であり、農山村地域の振興にも資することから、地形に応じた適切な路網線形や効率的な集材のための路網配置をICT等の活用により効率的に決定し、整備及び改良を計画的に進め、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムの普及及び定着を図るとともに、施業の集約化に努める。

エ 森林情報及び施業情報の把握

森林施業の実施状況を的確に把握するための森林資源のモニタリングの適切な実施や、森林クラウドシステム（森林GIS）の効果的な活用を図る。

また、ドローン等の航空測量で取得したデータや人工衛星画像等の活用により、伐採や植栽の面積や本数等を測量することで、森林整備事業の施行地管理の効率化・省力化を進める。

³「人為」とは、植栽、更新補助（天然下種更新のための地表のかきおこし、刈払い等）、芽かき、下刈、除伐、間伐等の保育等の作業を総称したもの。

⁴「択伐」とは、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うもの。

⁵「複数の樹冠層」は、林齢や樹種の違いから林木の高さが異なることにより生ずるもの。

⁶「主として天然力を活用」は、自然に散布された種子が発芽して生育することを主体とするもの。

第2. 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

森林所有者等の行う森林施業の規範となる市町村森林整備計画の策定にあたっては、次の事項を指針として、市町内の気候、地形、土壌等の自然条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業方法の規制の有無、木材需要等を勘案して計画事項を定める。

また、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進するとともに、伐採及び集材にあたっては、伐採後の適確な更新の確保及び土砂流出等の防止のために、あらかじめ適切な方法を定め、その方法を勘案して行うこととする。特に、伐採後の更新が天然更新により行われる場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮することとする。

（1）主伐に関する指針

ア 育成単層林施業（皆伐）

適した施業地・・・傾斜が急なところ、風害、雪害等の気象害の恐れがあるところは避け、確実に林地の更新が図られるところについて行う。特に、人工造林を実施する箇所又は気候等の自然条件からみて森林の造成が確実である箇所について行う。

伐採面積・・・・・・林地の保全及び公益的機能を考慮して、1箇所あたりの伐採面積を適切な規模とするとともに、伐採箇所についても努めて分散を図ることとする。また、林地の保全、落石等の防止、風害、雪害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置する。

天然更新・・・・・・アカマツ等の森林であって、天然下種更新が確実な林分及びコナラ、クヌギ等の森林であって、ぼう芽による更新が確実な林分を対象とする。また、1箇所あたりの伐採面積及び伐採箇所は人工造林の場合に準ずるが、天然下種更新の場合には、更新を確保するため伐区の形状、母樹の保存等について配慮し、ぼう芽更新の場合は、優良なぼう芽を発生させるために10～3月の間に伐採する。

主伐の時期・・・・・・地域の森林構成等を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮し、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して、多様化及び長期化を図ることとし、多様な木材需要に対応した林齢で伐採する。

イ 育成複層林施業

適した施業地・・・・気候等の自然条件、林業技術体系等からみて、人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られるところについて行う。

立木の伐採・・・・伐採にあたっては一定の立木材積を維持するものとし、特に択伐による場合は、材積にかかる伐採率を30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては、40%以下）に抑えるようにする。

混交林への誘導・・・・特に手入れ不足人工林の公益的機能を確保する目的で育成複層林施業を実施する場合には、下層木の植栽・育成等の障害となる林木等に対して、本数率で40%以上を目安とし伐採を行い、針広混交林に誘導する。

ウ 天然生林

適した施業地・・・気候等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新及び森林の諸機能の維持増進が図られるところについて行う。

立木の伐採・・・「育成単層林施業」及び「育成複層林施業」に準ずる。

その他の事項・・・国土の保全、自然環境の保全、種の保存のために禁伐その他の施業を行う必要がある森林については、その目的に応じて適切な施業を行う。

(2) 立木の標準伐期齢⁷に関する指針

標準伐期齢は、市町内の主要樹種毎に下表に示す林齢を基礎として、平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して市町村森林整備計画で定める。

針 葉 樹 の 基 準

樹種	スギ	ヒノキ	マツ	カラマツ	アテ	モミ	その他針葉樹
標準伐期齢	45	50	40	40	50	50	50

広 葉 樹 の 基 準

樹種	用材林の広葉樹	薪炭・キノコ原木林等の広葉樹
標準伐期齢	65	8~25

2 造林に関する事項

森林所有者等の行う森林施業の規範となる市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として、市町内の気候、地形、土壌等の自然条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業方法の規制の有無、木材需要等を勘案して計画事項を定める。

(1) 人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととする。

また、再造林の低コスト化を推進するため、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めることとする。

加えて、花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。以下同じ。）や広葉樹の植栽、針広混交林への誘導に努めることとする。

ア 造林樹種に関する指針

造林樹種は適地適木を旨として、森林の自然条件、地域における造林樹種の需給動向及び木材の利用状況等を勘案して定めるものとする。

⁷ 標準伐期齢は、地域の標準的な主伐の林齢として定められるものであり、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務づけるものではないことに注意。

なお、人工造林の対象樹種はスギ、ヒノキ、アテ、カラマツ、モミ、マツ、キリ、クヌギ、コナラ、ウルシ、ケヤキ、キハダを主体に定めるものとする。

また、苗木の選定に当たっては、特定苗木など成長に優れた苗木や花粉の少ない苗木の導入に努めるものとする。

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

(ア) 人工林の植栽本数

植栽本数は、主要樹種について、下表の植栽本数を基礎として、自然条件とそれぞれの樹種の特質、既往の施業体系、施業技術の動向等を勘案し、健全な森林の成立が見込まれる範囲の本数を仕立て方法別に定める。

単位 本/ha

樹 種	仕立て方法	植栽本数
スギ／ ヒノキ	密仕立て	3,000
	中仕立て	2,500
	疎仕立て	1,500～2,000
ア テ	密仕立て	2,500
	中仕立て	2,000
	疎仕立て	1,500
マ ツ※		1,500～3,500
コナラ／ クヌギ		1,500～5,000
ケヤキ		1,500～6,000

※マツは、海岸林以外での植栽本数を示している。

(イ) 造林の標準的な方法

① 地拵え

伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないように整理することや、林地の保全に配慮する。

② 植栽

気候、その他自然条件、既往の根付け方法等を勘案して根付け方法を定めるとともに、適期に根付けること。また、コンテナ苗の活用や伐採との一貫作業システム、低密度植栽の導入に努めることとする。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間の指針

森林の公益的機能の維持及び早期回復を確実にするために、人工造林を伴うものにあつては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に更新する。また、択伐による伐採に係るものについては、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新を図るものとする。

(2) 天然更新⁸に関する指針

天然更新は、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件及び林業技術体系からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとする。

⁸天然更新には、主に実生（種子から発芽した稚樹）による更新を期待する天然下種更新と主に根株からの更新を期待するぼう芽更新とがある。

ア 天然更新の対象樹種に関する指針

天然更新の対象樹種については、次の表に沿って、市町村森林整備計画で定めることとする。

天然更新の対象樹種	ナラ類、ブナ、カシ類、クリ、ケヤキ、エノキ、トチノキ、カツラ、ホオノキ、ミズキ、ハリギリ、シデ類、カンバ類、サクラ類、クルミ類、カエデ類、タブノキ、モチノキ、スギ、ヒノキ類、マツ類、モミ類など高木性の樹種を基本とする。 ただし、ヤナギ類、ハンノキ類、ヤシャブシ類、ウルシ、ハゼノキ、アカメガシワ、カラスザンショウなどの先駆性樹種も含めた幅広い樹種を対象とする。
うち、ぼう芽による更新が可能な樹種 ⁹	ナラ類、ブナ、カシ類、クリ、ケヤキ、エノキ、カツラ、ホオノキ、シデ類、サクラ類、カエデ類、ヤナギ類、ハンノキ類、ヤシャブシ類、ウルシなど

イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

樹種に応じて不用木の除去、地がき（天然下種更新）、ぼう芽整理（ぼう芽更新）等の更新補助作業を行い、発生した稚樹の生育を促進するための刈り出しを行うほか、更新の不十分な箇所には植込みを行うこと。

また、更新完了の成否は県が定める天然更新完了基準（附属資料参照）により判断し、更新が完了しない場合には、上記手法等により確実な更新を図るものとする。

ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間を定める。

（3） 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

市町村森林整備計画において、主伐後に人工造林を行わなければならない区域の基準を設定するものとする。設定にあたっては、ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の分布状況、天然更新に必要な更新樹種の立木の生育状況、林床や地表の状況、病害虫及び鳥獣害の発生状況、周辺の森林における主伐後の天然更新の状況等を勘案して、天然更新が期待できない森林を対象とする。

3 間伐及び保育に関する事項

森林所有者等の行う森林施業の規範となる市町村森林整備計画の策定にあたっては、次の事項を指針として、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、間伐及び保育の実施状況等を勘案して計画事項を定める。

（1） 間伐及び保育に関する基本的事項

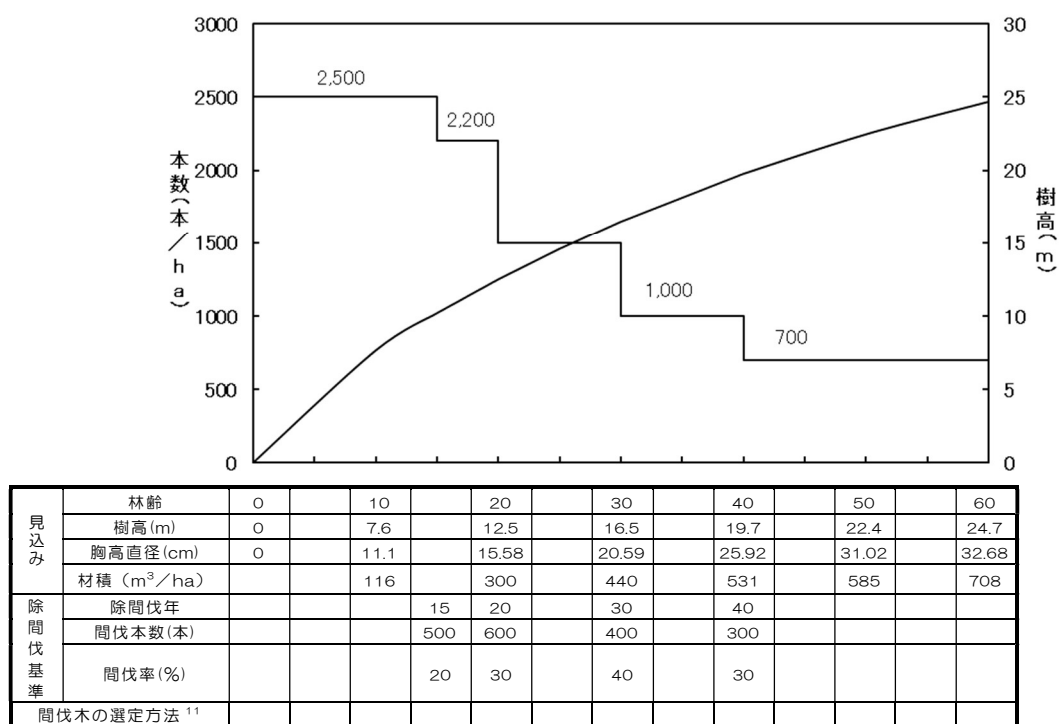
ア 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利活用の向上を図るため、次の図表に示す内容を基礎とし、既往における間伐の方法を勘案して、林木の競合状態等に応じた間伐の開始時期、繰り返し期間、間伐率、間伐木の選定方法、その他必要な事項を定める。

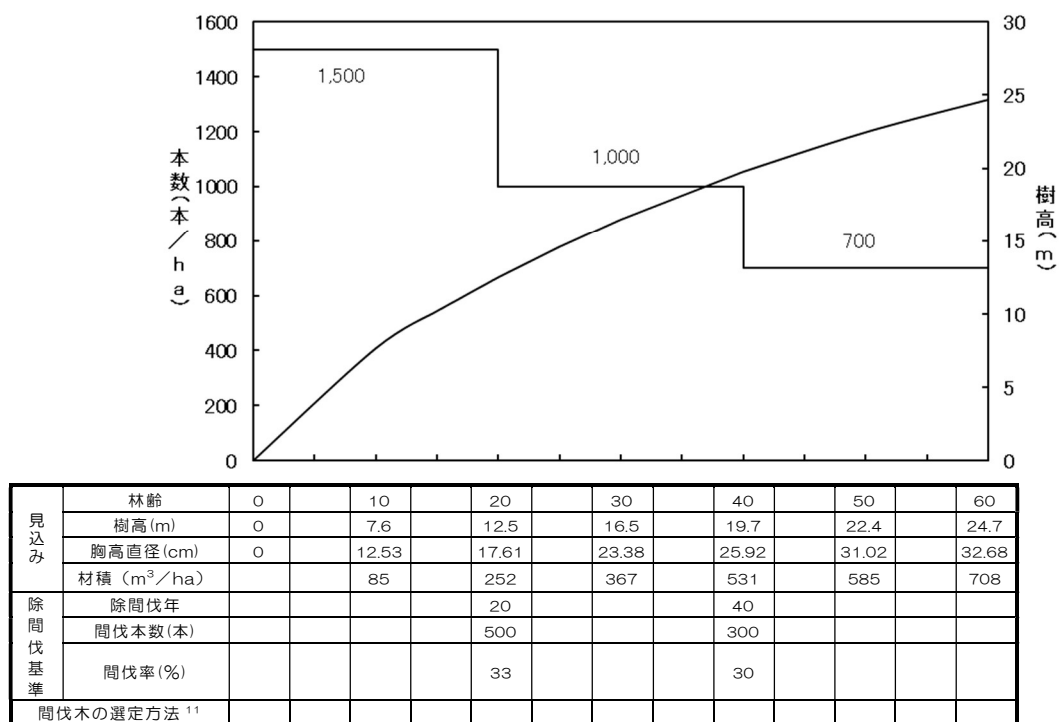
なお、間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法は、市町村森林整備計画において間伐を行う際の規範として定めるものとする。

⁹ただし、高齢林はぼう芽力が弱まることに留意する必要がある。

スギ60年伐期施業（一般材生産、2,500本/ha植栽の例¹⁰⁾）



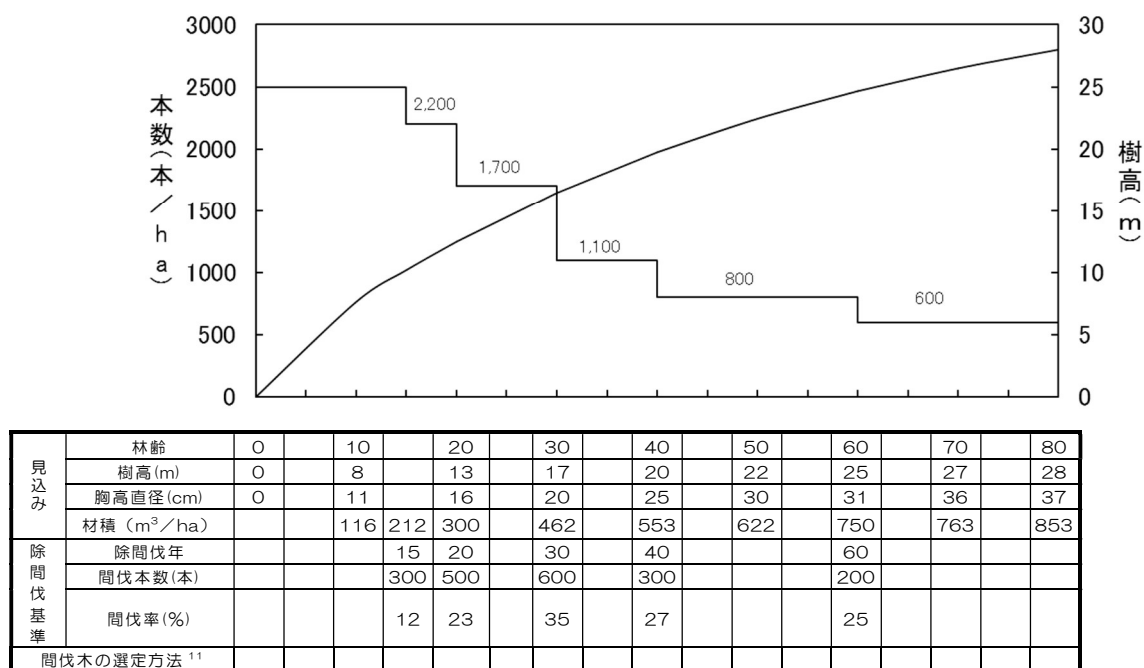
スギ60年伐期施業（再造林低コスト施業のモデル、1,500本/ha植栽の例¹⁰⁾）



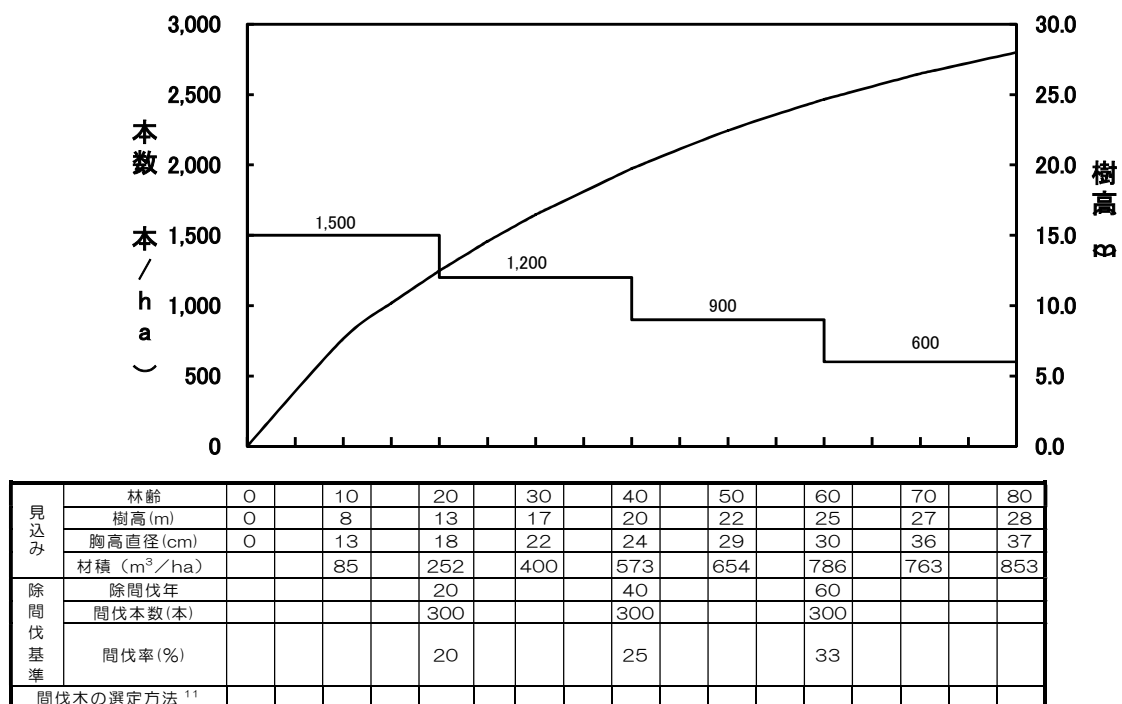
¹⁰⁾ いしかわ森林・林業・木材産業振興ビジョン 2011 及び林業試験場調べ。

¹¹⁾ 間伐木の選定方法は、不良木の除去と林木の適正配置により森林全体としての健全な育成をはかることを基本とし、同時に間伐木の利用に配慮して選定する。

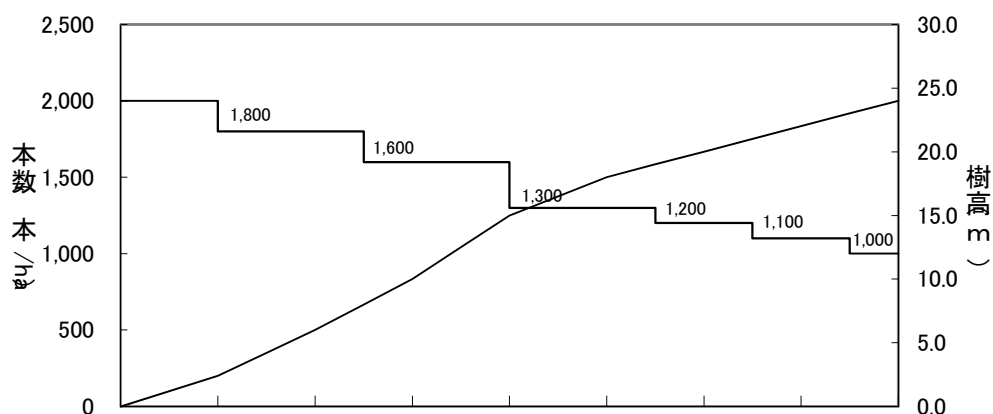
スギ80年伐期施業（大径材生産、2,500本/ha植栽の例¹⁰⁾



スギ80年伐期施業（再造林低コスト施業のモデル、1,500本/ha植栽の例¹⁰⁾



アテ80年伐期施業（柱材生産、2,000本/ha植栽の例¹²⁾



見込み	林齢	0	10	20	30	40	50	60	70	80
	樹高(m)	0	2	6	10	15	18	20	22	24
	胸高直径(cm)	0	3	8	12	20	23	26	28	30
	材積 (m ³ /ha)	0	-	-	-	299	455	564	674	720
除間伐基準	除間伐年		15	25	40	55				
	間伐本数(本)		200	200	300	100				
	間伐率(%)		24	41	36	23				
間伐木の選定方法 ¹¹⁾										

イ 保育の標準的な方法に関する指針

森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図るため、下表に示す内容を基礎とし、既往における保育の方法を勘案して、時期、回数、作業方法その他必要な事項を定める。

作業種	林齢 樹種	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17以上	摘要
補植	全樹種																		
倒木おこし	スギ/ヒノキ																		現地の積雪深等必要に応じて実施する。
	アテ																		
保残木処理	アテ																		
下刈	全樹種																		適宜短縮する。
つる切/除伐	スギ/ヒノキ																		
	アテ																		
枝打ち	スギ																		1回目：10年生前後（樹高5m程度） 2回目：25年生前後（樹高9m程度） 3回目：30年生前後（樹高15m程度）
	ヒノキ/アテ																		1回目：12年生前後（樹高4m程度） 2回目：25年生前後（樹高9m程度） 3回目：35年生前後（樹高13m程度）

（2）間伐及び保育の低コスト化に関する事項

ア 下刈りについては、苗木の生育や下草の繁茂の状況に応じて、適宜前項（1）イの規準よりも期間を短縮するほか、隔年で実施するなど、低コスト化に努めるものとする。

イ 枝打ちについても、生産目標に応じて、適宜前項（1）イの規準よりも回数を減ずることができる。

ウ 保育の標準的な方法は、市町村森林整備計画において森林の保育を行う際の規範として定めるものとする。

エ 初回間伐の際は、施業の省力化・効率化の観点から、列状間伐の導入を検討する。

¹⁰⁾ いしかわ森林・林業・木材産業振興ビジョン 2011 及び林業試験場調べ。

¹¹⁾ 間伐木の選定方法は、不良木の除去と林木の適正配置により森林全体としての健全な育成をはかることを基本とし、同時に間伐木の利用に配慮して選定する。

(3) その他間伐及び保育に関する必要な事項

ア 保育、間伐等により人為を加えることによって複数の樹冠層を構成する森林へ誘導することが可能である次の場合は積極的に育成複層林施業を導入するよう留意することとする。

(ア) 人工林（育成単層林）内に既に天然木が生育しており、間伐、保育等により天然木の占める割合（材積歩合又は面積歩合）が25%以上占め、複数の樹冠層を構成する森林として成林できる場合。

(イ) 天然林（天然生林）において既に更新樹が生育しており、保育、間伐等により複数の樹冠層を構成する森林として成林できる場合。

イ 除伐、間伐にあつては、目的外樹種であっても、その生育状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値を勘案して、有用なものは保存し育成すること。

ウ 間伐の基準は、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行うものとする。

この範囲において、立木の過密状況が著しい人工林において、公益的機能を維持するための間伐を実施する場合には、本数間伐率30%以上の間伐を行うものとする。

エ 市町内の間伐または保育が実施されていない森林であつて、周辺の環境を著しく悪化させる事態等の発生を防止するためにこれらを実施する必要があるものについては、災害等防止措置命令を発出するほか、必要な措置を講ずる。

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

公益的機能別施業森林は、第1の1に定める森林の有する機能のうち、「水源涵養機能^{かん}」、「山地災害防止機能／土壌保全機能」、「快適環境形成機能」、「保健・レクリエーション機能」、「文化機能」、「生物多様性保全機能」の別に応じて当該公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林である。

また「木材生産機能維持増進森林」は、第1の1に定める森林の有する機能のうち、木材等生産機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林である。

公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進森林の区域は、重複を認めるものとし、公益的機能の発揮に支障が生じないように、施業方法を定める。

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準に関する指針

市町村森林整備計画の策定に当たっては、森林の所在、森林の自然条件、林道等の整備状況、既往の施業体系、森林の有する諸機能に対する地域の要請等の自然的社会的経済的諸条件を総合的に勘案し、森林所有者が受認し得る範囲内で、これらの公益的機能の維持増進を図るための森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林の区域について次表の事項を指針として設定する。

種 類	区域設定の基本指針
<p>水源涵養機能 かん 維持増進森林</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・主要河川の上流や、ダム、ため池の周辺に位置する森林 ・森林の機能の評価区分のうち、水源涵養機能が高である森林及びその周辺の森林 ・水源かん養保安林及びその周辺の森林 等
<p>山地災害防止／ 土壌保全機能 維持増進森林</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地すべりや土砂流出の危険性が高い荒廃地等の森林 ・森林の機能の評価区分のうち、山地災害防止機能が高である森林及びその周辺の森林 ・土砂流出防止保安林、土砂崩壊防備保安林及びその周辺の森林 ・地すべり防止地区、砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域及びその周辺の森林 ・山地災害危険地区（なだれ除く）及びその周辺の森林 等
<p>快適環境形成機能 維持増進森林</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・都市近郊にあって地域住民の生活に密接な関わりを持つ森林 ・海岸または道路の周辺にあって、風雪や飛砂、騒音や粉じん等の影響を緩和している森林 ・森林の機能の評価区分のうち、生活環境保全機能が高である森林及びその周辺の森林 ・防風、防霧、潮害防備保安林及びその周辺の森林 ・なだれ防止保安林、なだれ危険地区及びその周辺の森林 等
<p>保健文化機能 維持増進森林</p>	<p>（保健・レクリエーション機能）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林 ・キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林 ・学習や林業体験等の教育的利用の場として利用されている森林 ・森林の機能の評価区分の保健文化機能が高であり、保健・レクリエーション機能を重視した森林及びその周辺の森林 等 <p>（文化機能）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林 ・森林の機能の評価区分の保健文化機能が高であり、文化機能を重視した森林及びその周辺の森林 ・風致保安林 等 <p>（生物多様性保全機能）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林 ・陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林 ・野生生物のための回廊（移動経路）として機能している森林 等

イ 施業の方法に関する指針

公益的機能別施業森林の区域内においては、当該機能の維持増進を図るため、下表の基準に従った施業方法を推進することとする。

維持増進を図る機能の種類	推進する施業方法	左の施業方法における伐採方法の基準
水源涵養機能 維持増進森林	伐期の延長	<ul style="list-style-type: none"> 標準伐期齢に10年を加えた林齢に達するまでは主伐を行わないこと 伐採後の更新未完了の区域が連続して20haを超えないこと
その他の公益的機能別施業森林	長伐期施業	<ul style="list-style-type: none"> 標準伐期齢のおおむね2倍の林齢に達するまでは主伐を行わないこと 伐採後の更新未完了の区域が連続して20haを超えないこと
	択伐以外の方法による複層林施業	<ul style="list-style-type: none"> 標準伐期齢における立木材積の1/2以上の立木材積を常に維持すること 伐採率が70%以下であること
	択伐による複層林施業	<ul style="list-style-type: none"> 標準伐期齢における立木材積の7/10以上の立木材積を常に維持すること 伐採後の更新を天然更新による場合は、伐採率が30%以下であること 伐採後の更新を人工造林による場合は、伐採率が40%以下であること
(保健・レクリエーション機能、文化機能のみ)	特定広葉樹育成施業	<ul style="list-style-type: none"> 特定広葉樹の標準伐期齢における立木材積が確保されること それ以外の樹種の成長量を標準伐期齢に達した時の立木材積の1/2を超えた材積に應じて補正した材積以上

水源涵養機能維持増進森林は、次表のいずれかに該当する森林であり、伐期の延長とともに伐採面積の規模を縮小する施策を推進する。

水源涵養機能 維持増進森林	<p>(ア) 地形について</p> <ul style="list-style-type: none"> a 標高の高い地域 b 傾斜が急峻な地域 c 谷密度の大きい地域 d 起伏量の大きい地域 e 溪床又は河床勾配の急な地域 f 掌状型集水区域 <p>(イ) 気象について</p> <ul style="list-style-type: none"> a 年平均又は季節的降水量の多い地域 b 短時間に強い雨の降る頻度が高い地域 <p>(ウ) その他</p> <p>大面積の伐採が行われがちな地域</p>
------------------	---

山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林、快適環境形成機能維持増進森林又は保健文化機能維持増進森林において、人家、農地、森林の土地又は道路その他の施設の保全、生活環境の保全及び形成、又は自然環境の保全及び形成並びに保健・教育・文化的利用のため、次表に示す条件のいずれかに該当する森林の場合は、複層林施業を推進することとする。このうち、特に当該公益的機能の発揮が強く求められる森林については択伐による複層林施業を推進することとする。なお、適切な伐区の形状・配置により伐採後の林分においても当該公益的機能の確保が出来る場合には、長伐期施業を推進することも可能とする。

山地災害防止／ 土壌保全機能 維持増進森林	(ア) 地形 a 傾斜が急な箇所であること b 傾斜の著しい変移点を持っている箇所であること c 山腹の凹局部等地表流下水又は地中水の集中流下する部分を持っている箇所であること (イ) 地質 a 基岩の風化が異常に進んだ箇所であること b 基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所であること c 破砕帯又は断層線上にある箇所であること d 流れ盤となっている箇所であること (ウ) 土壌等 a 火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壌からなっている箇所であること b 土層内に異常な滞水層がある箇所であること c 石礫地からなっている箇所であること d 表土が薄く乾性な土壌から成っている箇所であること
快適環境形成機能 維持増進森林	(ア) 都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林 (イ) 市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林 (ウ) 気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林
保健文化機能 維持増進森林	(ア) 湖沼、瀑布、溪谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林 (イ) 紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの (ウ) ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林 (エ) 希少な生物の保護のため必要な森林（択伐に限る。）

保健文化機能維持増進森林のうち、特に、優れた風致を形成し、動植物の生息・生育環境を維持・創出する広葉樹の適確な育成を確保するため、特定広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合は、特定広葉樹育成施業を推進することとする。この場合、特定広葉樹とすべき樹種については、郷土樹種を主体とすること。

(2) 木材等生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

市町村森林整備計画の策定に当たっては、森林の自然条件、林道等の整備状況、既往の施業体系、森林の木材等生産機能の評価区分等を参考に、森林の一体性も踏まえつつ、木材等生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域を下表の事項を指針として設定するとともに、この区域のうち特に効率的な施業が可能な森林の区域を設定する。

機能の種類	区域設定の基本指針
木材生産機能 維持増進森林	<ul style="list-style-type: none"> ・ 木材生産を目的とする人工造林により造成された森林 ・ 土地の生産力が高く（森林の木材等生産機能の評価区分が高）、林木の成長が良い森林 ・ 路網密度が高いもしくは今後の整備計画があり、木材等の搬出に有利な森林 ・ 薪炭、きのこ原木等の用途に供されている森林 ・ きのこ、山菜、その他の原材料等の生産地として利用されている森林 等
特に効率的な施業が可能な森林	<ul style="list-style-type: none"> ・ 林地生産力が特に高い森林 ・ 林道等からの距離が近い森林 等

イ 施業の方法に関する指針

木材生産機能維持増進森林については、森林の公益的機能の発揮に留意しつつ、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材等の生産が可能な資源構成となるよう努める。また計画的な主伐と植栽による確実な更新に努めるとともに、特に効率的な施業が可能な森林の区域においては、原則、人工林の伐採後に植栽による更新を行うものとする。

なお、区域内において（１）の機能と重複する場合には、それぞれの公益的機能の発揮に支障がないように森林施業することとする。

（３）その他必要な事項

ア 希少な動植物の生息区域における森林施業の方法

希少な鳥類の生息環境を保全するため、生息区域における森林施業の方法について、次の点に留意する。

- ①営巣木確保の観点から、アカマツ、モミ、スギ等の大径木の育成、保全に努めるとともに、枯損木や折損木は、森林病害虫の防除等に支障のない限り伐採せずに保残に努める。
- ②「間伐等の森林整備における猛禽類への対応マニュアル」に基づき、適切な調査、施業に努める。

イ 多種多様な生物の生育・生息環境の保全

全ての森林は多種多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、間伐の実施はもとより、針広混交林化、小面積皆伐・再造林等の組み合わせにより、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されるよう努める。

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

（１）林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道の開設及び改良については、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものとする。

また、林道の整備に当たっては、森林の利用形態や地形・地質等に応じ林業専用道を導入する等、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、将来にわたり育成単層林として維持する森林などを主体に、効率的な森林施業や木材の大量輸送等への対応の視点を踏まえて整備を推進することとする。

（２）効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

低コストで効率的な作業システムを展開するため、次表を目安として林道及び森林作業道を整備することとする。

比較的高い路網密度が実現される作業地では車両系作業システム¹³を採用し、急傾斜地などの路網密度が限られる作業地や、架線の架設・撤去の手間を考慮しても車両系よりも高い効率を得られるような条件の作業地では架線系作業システム¹⁴を採用することを基本とするが、土壌支持力や林床植生の状況、さらには送電線や付近の施設の存在等の条件をも考慮して決定するものとする。

¹³「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

¹⁴「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用する。

効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

単位 路網密度：m/ha

区分	作業システム	路網密度
緩傾斜地 ($0^{\circ} \sim 15^{\circ}$)	車両系 作業システム	110m/ha以上
中傾斜地 ($15^{\circ} \sim 30^{\circ}$)	車両系 作業システム	85m/ha以上
	架線系 作業システム	25m/ha以上
急傾斜地 ($30^{\circ} \sim 35^{\circ}$)	車両系 作業システム	60 <50> m/ha以上
	架線系 作業システム	20 <15> m/ha以上
急峻地 ($35^{\circ} \sim$)	架線系 作業システム	5m/ha以上

※<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度

(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方

育成単層林等においては、森林施業の集約化が図られる地域について、緩傾斜地・中傾斜地においては車両系を主体とする作業システムを推進するよう設定するものとする。

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

林道整備に当たっては林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道については石川県林業専用道作設指針（平成22年10月25日森管第2591号）、森林作業道については石川県森林作業道実施要領（令和2年4月20日森管第234号）による。

(5) 林産物の搬出方法等

ア 林産物の搬出方法

県が定める「主伐時における伐採・搬出指針」（附属資料参照）を踏まえ、林産物の適切な搬出に努める。その際、地形、地質、土壌等の関係から、土砂の流出又は崩壊等を引き起こすおそれの少ない搬出方法を判断する。

イ 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法
該当なし

6 森林施業の合理化に関する事項

(1) 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施

ア 市町、森林組合等による地域協議会等の開催、普及啓発活動の促進、施業や経営の受委託の働きかけを積極的に行い、意欲ある林業経営体や林業事業体への施業・経営の集約化を図る。その際、市町による森林の土地の所有者等の情報整備・提供や、森林組合等による施業内容やコストを明示した提案型施業の普及・定着を促進するほか、ドローンや航空レーザ測量で取得した高精度な森林情報や地形情報の提供・公開及びそれら基盤としたAIによる境界推進システムを活用した森林境界の推定並びにドローンやICTを活用した施業提案や森林経営計画の作成を推進し、面的にまとまった共有林での施業の促進を図るものとする。

イ かが森林組合で実施している「林産組合長制度」のように、森林所有者と林業事業体をつなぐ地域ぐるみの体制の整備を推進し、集団間伐等共同して行う森林施業の確実な実施を図る。

ウ 林業事業体の中で、安定的・効率的な事業実施に向けた取組に対する意欲の高い森林組合、造林事業体、素材生産事業体に焦点を当て、その育成強化を図る。

特に、地域の事業体や森林整備の実行体制の状況に応じて、意欲の高い事業体間の適切な競合関係のもと、事業連携や合併等を進めることにより、①森林組合を核とした組織、②造林事業体を核とした組織等、地域の実態に応じた効率的な組織体制の構築を図る。

エ 経営意欲が低く自ら森林の施業・経営を行えない所有者の森林については、このような地域の中核的担い手組織による森林経営計画の策定を推進することにより、森林の経営の長期受委託を促進し、安定的な事業量の確保等による担い手組織の経営基盤強化や、団地的な施業の確保による低コスト化を図る。

オ 森林の経営管理（自然的・経済的・社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。）を森林所有者自らが実行できない場合には、市町が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市町が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進するものとする。

カ 森林施業の共同化等施業の合理化を推進するため、市町、農林総合事務所（林業普及指導員）、森林組合等が連携し森林所有者等への普及啓発活動を進め、森林経営計画の普及・定着を図る。

(2) 林業に従事する者の養成及び確保

ア 林業に従事する者の養成及び確保については、通年雇用化や社会保険の加入促進などによる雇用関係の明確化及び雇用の安定化並びに技能などの客観的評価の促進など、他産業並の労働条件の確保等雇用条件の改善を進めるとともに、事業量の安定確保、経営の多角化、合併・協業化、生産性の向上等の事業体の育成対策や、単純技能だけではなく、マネジメント能力や高性能林業機械の操作技術等多様かつ総合的な技術を有する基幹的就労者の養成等の事業とを一体的・総合的に促進する。

また、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体の育成に向けて、ICTを活用した生産管理手法の導入や事業量の安定的確保、生産性の向上など事業の合理化などによる経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組むとともに、林業事業体への新規就業の円滑化のための支援措置を促進する。

イ 「県林業労働対策基金」の活用等により、社会保険制度、退職金共済制度への加入促進や、福利厚生施設の充実等を図り、林業事業体の就労条件の改善を推進する。

ウ 「県林業労働力確保支援センター（県林業労働対策基金）」を中心に、

- ① インターネットや求人情報誌を活用した新規参入者の募集
- ② 就業希望者への相談活動や事業体への指導
- ③ 新規就業者の養成研修の実施
- ④ 林業就業に必要な免許・資格等の取得研修や高性能林業機械の専門技術研修の実施等の取組の一層の推進を図り、林業就業者の確保と育成を図る。

エ 社会保険への加入、通年雇用等の就労条件の改善に加え、事業体への林業就業者の安全確保等の指導徹底、機械化の推進による労働負担の軽減等を進め、林業を若者にとっても魅力ある職場とするよう努める。

オ 小規模で分散している間伐等の施業地を集団化するため、森林所有者に対する間伐等の施業の提案や地区単位に施業を推進する森林施業プランナー育成等を推進する。

（３） 高性能林業機械の導入の促進

ア 人工林資源が収穫期を迎え、間伐等の素材生産を効率的に行う高性能林業機械と高密度路網による低コスト作業システムの推進を図る。作業方法は、チェーンソー（伐採）→グラップルもしくはハーベスタ（集材）→プロセッサもしくはハーベスタ（造材）→フォワーダ（積込・運搬）を標準とし、地形に応じた路網を中心とした作業システムを推進する。

イ 民間機械メーカー等との連携により、素材生産用機械だけでなく、造林、育林用機械を含め、地形等の条件に適合し、森林施業の効率化や労働災害の減少等に資する高性能、小型及び軽量、安価な林業機械の開発導入を図る。

ウ 素材生産部門については、素材生産事業体と森林組合等と連携を進め事業体の協同組合化等組織化を進め、高性能林業機械を活用したシステムによる効率的な素材生産が実施できる体制の構築を図る。

（４） 作業路等の整備

ア 森林の有する機能の区分に応じた路網整備を推進する。特に、木材等生産機能維持増進森林において、林業経営の長期受委託等により施業の団地化が図られる地域等に対して、路網整備を積極的に進め、低コスト林業の実現を図る。

イ 作業ポイントの設置等高性能林業機械システムに配慮した路網整備を推進する。

（５） 県産材製品の加工流通体制の強化

ア 直送の推進、協定等による並材の定価販売の推進や販売方法の改善による販売ロットの拡大、原木市場における丸太自動選別機等の効率的な利用の推進、情報機器の整備等による情報発信機能の充実等により、原木流通の合理化を図る。

また、安定的かつ効率的な原木流通体制を図るためストックポイント等の整備を推進する。

イ 高度化する消費者ニーズに対応した品質・性能が確かな県産材製品の安定供給を図るため、意欲の高い事業体を中心となって、協同利用の木材乾燥施設整備の推進等、木材加工流通施設の導入を推進する。

ウ 木質バイオマスの利用に当たっては、カスケード利用¹⁵を基本としつつ、未利用間伐材等の利用促進を図る。

エ 令和5年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）等に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材や森林経営が営まれた森林から生産されたものであることが証明された木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進めるものとする。

（６） その他必要な事項

ア 山村集落等における定住条件の整備の一環として、①集落を結ぶ連絡道路、集落排水施設等の生活環境施設等の整備を進めるとともに、②山地災害から生命、財産を守る治山事業の推進や、③適切な森林整備の推進による美しい里山等の景観維持等により、豊かな自然や伝統文化等山村の特性を活かしつつ、若者にとって魅力があり、安心して暮らすことができる生活環境の整備を推進する。

イ 原木の安定供給体制の構築のためには、効果的な市町村森林整備計画の策定・実行監理や、市町による林業専用道の開設等を進めていく必要があることから、国有林とも連携しつつ、森林総合監理士を主体とした市町への行政支援の強化を図っていくこととする。

第３． 森林の保全に関する事項

１ 森林の土地の保全に関する事項

（１） 土地の形質の変更にあって留意すべき事項

土石の切り取り、盛土その他の土地の形質の変更にあっては、森林の保全に十分留意する。安定法勾配により施工するとともに、必要に応じて法面緑化工、土留め工を設置する。また、雨水の適切な処理のための排水施設を設ける等適切な保全措置を講ずる。

また、太陽光発電設備の設置にあたっては、小規模な林地開発でも土砂流出の発生割合が高いこと、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透性や景観に及ぼす影響が大きいことなどの特殊性を踏まえ、許可が必要とされる面積規模の引き下げや適切な防災施設の設置、開発事業者の施工体制の確認など改正された開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、説明会など地域住民の理解を得る取り組みを実施するように配慮するものとする。

加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき、都道府県知事等が指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用する。

（２） 森林の土地の保全のための林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法 該当なし

¹⁵ カスケード利用とは、多段階での利用。木材を建材等の資材として利用した後、ボードや紙等の利用を経て、最終段階で燃料として利用することをいう。

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林として管理すべき森林及び治山事業

保安林として管理すべき森林については、計画期末面積、計画期間内において保安林の指定または解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等並びに指定施業要件の整備を相当とする森林の面積を定める。

治山事業の実施にあたっては、流域における森林に関する自然条件、社会的要請、保安林の配備状況、災害の発生形態の変化などを勘案し、事前防災・減災の考え方に立って実施するものとする。

また、既存施設の長寿命化対策の推進を含めた総合的なコスト縮減に努めるとともに、現地の実情を踏まえ、在来種を用いた植栽・緑化など生物多様性の保全に努める。

このほか、近年の気候変動が及ぼす大規模な山地災害のリスク等も踏まえ、流域治水の取り組みと連携し浸透・保水機能を維持・向上させる施策や流木災害リスクを軽減させる流木捕捉式治山ダムの設置、渓流域での危険木の伐採等に取り組むこととする。

(2) 特定保安林の整備に関する事項

保安林の指定目的に即して機能していない森林については、特定保安林として指定するとともに、造林、保育、伐採その他施業を早急に実施する必要があると認められる森林については、要整備森林とし、実施すべき森林施業等を定める。

3 鳥獣害防止森林区域に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

市町は市町村森林整備計画において、「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）等に基づき定めた下表を方針として、鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域を設定するとともに、当該区域内における鳥獣害の防止の方法を定める。

区域の種類	区域の設定及び鳥獣害の防止の方法の基本指針
鳥獣害防止森林区域	当該区域は、ニホンジカ、ツキノワグマ等の対象鳥獣ごとに、当該対象鳥獣により被害を受けている森林及び被害のおそれがある森林等について、その被害の状況や各種調査等に基づき、林班を単位として設定するものとする。 当該区域内における鳥獣害の防止の方法は、地域の実情に応じて、植栽木の保護措置や捕獲等の対策を、対象鳥獣の別に定めるものとする。 その際、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整に努めるものとする。

(2) その他必要な事項

3(1)に定める鳥獣害防止森林区域においては、鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認するため、必要に応じて植栽木の保護措置実施箇所への調査・巡回、各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う林業事業体や森林所有者等からの情報収集等に努めるものとする。

4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

保安林等の特に公益的機能の高い森林やその周辺森林について、松くい虫等の森林病虫害による被害発生の予防対策や復旧対策等を適切に実施する。

(2) 鳥獣による森林被害対策の方針

ツキノワグマ、ニホンジカ等による森林被害については、必要な予防対策の実施に加え、生息状況の調査や防護柵の設置、捕獲、監視等を関係者一体となって進める。

(3) 林野火災の予防の方針

林野火災による森林被害を未然に防止するため、春先の入山者が多い時期に林野火災予防のパトロールを行うほか、防火標識の設置やポスター等により地域住民への普及啓発を図る。

また、森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合においては、市町村森林整備計画に定める留意事項に従うこととする。

(4) その他必要な事項

県、市町及び森林組合等の林業事業体職員のほか、地域住民の協力を得ながら、森林病虫害等による被害や山火事等の早期発見に努め、適切な措置を講ずることとする。また、林業試験場を主体として森林病虫害被害や獣害の防除技術の構築に向けた試験研究を行うとともに、松くい虫やアテ漏脂病等に対する抵抗性を有する育種技術の開発を推進する。

第4. 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

森林所有者等が行う森林施業の規範となる市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として、自然景観等の自然条件、森林資源の構成、周辺の森林レクリエーションの利用動向等を勘案した計画事項を定める。

1 保健機能森林の区域の基準

保健機能森林とは、森林の保健機能の高い森林のうち自然環境の保全に配慮し、地域の実情、利用者の動向等からみて、森林の保健機能の増進を図るために整備することが適当と認められる森林をいう。

また、対象とする森林への施業実施の担い手が存在し、森林保健施設の整備が行われる見込みがある次のような森林について設定すること。

- ア 湖沼、溪谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林
- イ 多様な樹種、林相からなり明暗、色調の変化を有する森林
- ウ 多様な樹種からなり、かつ林木が適当な間隔で配置されている森林
- エ 郷土樹種を中心として安定した林相をなしている森林
- オ 史跡、名勝等と一体となった潤いのある自然景観を構成している森林

2 その他保健機能森林の整備に関する事項

ア 保健機能森林の区域内の森林における施業方法の指針

保健機能森林に対して行う森林施業については、森林が持つ保健機能の一層の増進を図るとともに、施設の設置に伴う森林の水源の涵養、山地災害防止等の機能の低下を補完するため、自然環境や森林の有する諸機能の保全に充分に配慮しつつ、次のような多様な施業を実施すること。

- (ア) 幼齢から老齢までの林木が存在することで自然景観等に優れた森林に対して行う択伐による施業
- (イ) 裸地化の回避を行うことで公益的機能の維持を図ることができるような施業
- (ウ) 公益的機能の向上に配慮した伐採年齢を長期化する施業等

なお、これらの施業の実施に当たっては、快適な森林環境の維持、利用者の利便性にも配慮して間伐及び除伐等の保育も積極的に行うこと。

また、貴重な動植物・昆虫等の生息環境の保全等のため必要がある場合は、現存の森林状態を維持する施業（法令等による制限林化等）等、その管理手法について十分に配慮すること。

イ 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備の指針

施設の整備に当たっては、自然環境の保全、国土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の動向等を踏まえた多様な森林保健施設（以下「施設」という。）の整備を行うとともに次の事項について考慮する。

- (ア) 周囲の景観に配慮しつつ森林の状況や利用の見通し等に応じた施設整備を行うこと。
- (イ) 施設全体の一体的かつ計画的な整備を行うこと。
- (ウ) 四季を通じて利用可能な施設の設置に努めること。
- (エ) 周辺にある既存施設との調和に配慮した整備を行うこと。
- (オ) 森林の有する保健機能以外の諸機能に著しい支障を及ぼさないよう、施設の位置、規模等を適切に決定すること。
- (カ) 施設の設置にあたっては防火体制、防火施設の整備並びに、利用者の安全及び交通安全、円滑な交通の確保に留意すること。
- (キ) 周辺景観との調和や地域の林業・木材産業の振興を図る観点から、積極的に木造施設の導入を図ること。

また、対象森林を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高。すでに標準伐期齢に達している立木にあってはその樹高）を定めること。

第5. その他必要な事項

1 森林簿等の取扱いに関する事項

地域森林計画の樹立及び変更にあたり、森林計画区内の地況、林況等を調査して作成した森林簿、森林計画図及びその他必要な図面等（以下、森林簿等という。）は、施業の集約化の促進及び森林の適切な施業に欠かせない情報インフラであり、個人情報の保護に配慮しつつ、県、市町及び林業関係者において一層の利活用を図る。

このため、森林簿等の適正な管理と利用促進のための取扱いに関し必要な事項を定めた「石川県森林簿等取扱い要領」に基づき、森林簿等の更新のための情報共有等、関係市町や林業事業者等との緊密な連携に努める。

2 森林GIS及び森林に関するデータベースの整備に関する事項

施業の集約化の促進及び森林の適切な施業の実施には、森林に関する正確な情報の把握が重要であることから、森林クラウドシステム（森林GIS）等を活用し、森林に関するデータベースの整備に努める。

森林に関するデータベースには、森林簿等のほか、林地台帳に含まれる森林所有者情報、境界情報、さらには施業履歴、林道網、保安林、航空測量で取得した高精度な森林情報等の様々な情報が含まれており、業務分担を踏まえて、森林に関する情報の管理者を定め、効率的な情報の集約、更新方法を定める等連携の体制づくりに努める。

第3章 計画事項（能登森林計画区編）

第3章では、森林計画区の概況のほか、第1章で述べた石川県の基本的な指針に沿って地域森林計画を実行するために必要な、計画区内の森林の整備に関する目標等の事項を定める。

第1. 計画の対象とする森林の区域¹

単位 面積：ha

区 分		面 積
総 数		143,481
市 町 別 内 訳	七 尾 市	20,291
	輪 島 市	32,549
	珠 洲 市	18,093
	羽 咋 市	2,881
	か ほ く 市	2,415
	津 幡 町	5,627
	内 灘 町	236
	志 賀 町	16,060
	宝 達 志 水 町	6,933
	中 能 登 町	5,030
	穴 水 町	13,337
	能 登 町	20,029

第2. 森林の整備及び保全に関する基本的な事項²

計画期間において到達、保持すべき森林資源の状態

単位 面積：ha

区 分		現 況 (令和4年度末)	計画期末 (令和16年度末)
面積	育成単層林	70,068	69,068
	育成複層林	2,348	3,347
	天然生林	65,525	65,517
森林蓄積 千m ³ /ha		389	483

¹ 計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林とする。

なお、計画の対象とする森林（次の（1）の事項については保安林及び保安施設地区の区域内の森林並びに海岸法（昭和31年法律第101号）第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除き、次の（2）の事項については保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。）は、次の（1）、（2）及び（3）の事項の対象となる。

（1） 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の開発行為の許可

（2） 森林法第10条の7の2第1項の森林の土地の所有者となった旨の届出

（3） 森林法第10条の8第1項の伐採及び伐採後の造林の届出

森林計画図の縦覧場所は、石川県農林水産部森林管理課並びに県央、中能登及び奥能登の各石川県農林総合事務所森林部及び上記市町役場とする。

² 育成単層林、育成複層林、天然生林の区分については、2-2 ページ参照のこと。

第3. 森林の整備に関する事項

1 計画期間内の伐採立木材積

単位 材積：千m³

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹
総 数	3,327	2,883	444	1,728	1,284	444	1,599	1,599	—
前半5力年の 計画量	1,471	1,249	222	864	642	222	607	607	—

2 間伐面積

単位 面積：ha

区 分	間 伐 面 積
総 数	22,838
前半5力年の計画量	8,678

3 人工造林・天然更新別の造林面積

単位 面積：ha

区 分	人 工 造 林	天 然 更 新
総 数	5,184	7,792
前半5力年の計画量	2,592	3,896

第4. 森林の保全に関する事項

1 林地の保全に特に留意すべき森林の地区の面積等

単位 面積：ha

所 在 市 町	面 積	留 意 す べ き 事 項	備 考
七 尾 市	1,152.30	1 立木の伐採にあたっては、法令に基づき行い、山地災害防止機能等に支障を及ぼすことのないよう大面積の皆伐をさけること。 2 土地の形質の変更は極力行わないこととし、止むを得ず変更する場合にあっては必要最小限の規模にとどめ、必要に応じ土砂の流出、崩壊防止等の施設を設けるなど十分土地の保全に留意すること。	対象森林 次の保安林 (1) 水源かん養 (2) 土砂流出防備 (3) 土砂崩壊防備 (4) 飛砂防備 (5) 水害防止 (6) なだれ防止 (7) 落石防止 (8) 魚つき
輪 島 市	3,975.42		
珠 洲 市	1,632.85		
羽 咋 市	553.50		
か ほ く 市	370.94		
津 幡 町	693.60		
内 灘 町	300.76		
志 賀 町	429.38		
宝達志水町	1,711.60		
中 能 登 町	1,579.35		
穴 水 町	1,566.10		
能 登 町	1,204.88		
合 計	15170.24		

2 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保 安 林 の 種 類	面 積
総 数 (実面積) ³	22,544
水源 ^{かん} 涵養のための保安林	13,457
災害防備のための保安林	7,980
保健、風致の保存等のための保安林	6,193

計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

単位 面積：ha

種 類	指定施業要件の整備区分				
	伐採の方法 の変更面積	皆伐面積の 変更面積	択伐率の 変更面積	間伐率の 変更面積	植栽の 変更面積
水源 ^{かん} 涵養のための保安林	-	-	4,817	1,090	5,337
災害防備のための保安林	-	-	434	157	434
保健・風致の保存等のための保安林	-	-	629	629	945

保安林の指定又は解除を相当とする森林

³総数欄は、二つ以上の目的を達成するために重複して指定される保安林があるため、内訳の合計に一致しない。

単位 面積：ha

指定解除の別	種 類	森林の所在		面積	指定又は解除を 必要とする理由
		市町村	区域		
指定	水源かん養	七尾市	一円	175	水源の ^{かん} 涵養
		輪島市		363	
		珠洲市		385	
		羽咋市		50	
		かほく市		10	
		津幡町		50	
		志賀町		70	
		宝達志水町		25	
		中能登町		50	
		穴水町		505	
		能登町		360	
		計		2,043	
	土砂流出防備	七尾市		230	土砂の流出の防備
		輪島市		290	
		珠洲市		200	
		羽咋市		35	
		かほく市		30	
		津幡町		65	
		志賀町		115	
		宝達志水町		70	
		中能登町		65	
		穴水町		120	
		能登町		245	
		計		1,465	
	土砂崩壊防備	七尾市		172	土砂の崩壊の防備
		輪島市		304	
		珠洲市		187	
		羽咋市		25	
		かほく市		20	
		津幡町		50	
		志賀町		121	
		宝達志水町		46	
		中能登町		45	
		穴水町		82	
		能登町		255	
		計		1,307	
	干害防備	七尾市		28	干害の防備
		輪島市		18	
		珠洲市		24	
		羽咋市		4	
		志賀町		14	
		宝達志水町		4	
		穴水町		28	
		能登町		10	
		計		130	
	なだれ防止	七尾市		10	なだれの防止
		輪島市		5	
		珠洲市		4	
		計		19	
	保健等	七尾市		35	生活環境の保全及 び公衆の保健休養 に資するため
		輪島市		29	
		珠洲市		12	
		羽咋市		4	
		志賀町		7	
		宝達志水町		4	
		中能登町		1	
		穴水町		7	
		能登町		6	
		計		105	
	計			5,069	

(2) 実施すべき治山事業

単位 地区

森 林 の 所 在		治山事業施工地区数		主な工種
市町村	区 域		前半 5 か年分の計画	
七尾市	江曾	1	1	溪間工・森林整備
	大泊	1	0	溪間工・森林整備
	熊淵	1	1	溪間工
	佐々波	1	0	山腹工・森林整備
	矢田	1	1	溪間工・森林整備
	佐野	1	1	溪間工・森林整備
	万行	1	0	溪間工・森林整備
	大田	1	1	山腹工
	吉田	1	0	溪間工・森林整備
	塩津	1	1	山腹工
	外原	1	0	森林整備
	中島	1	0	森林整備
	奥吉田	1	1	山腹工
	笠師	1	1	山腹工
	別所	1	1	山腹工・森林整備
	二穴	1	0	山腹工
	半浦	1	1	山腹工
輪島市	石休場	1	0	溪間工・森林整備
	市ノ瀬	1	0	山腹工
	大川	1	0	山腹工
	久手川	1	0	山腹工・森林整備
	興徳寺	1	1	溪間工
	野田	1	1	山腹工・森林整備
	下山	1	1	溪間工
	白米	1	0	山腹工・森林整備
	惣領	1	1	森林整備
	曾々木	1	0	山腹工
	空熊	1	0	森林整備
	寺地	2	1	溪間工・山腹工
	稲屋	1	0	溪間工
	徳成谷内	1	1	溪間工・山腹工
	長井	2	2	森林整備
	縄又	4	2	溪間工・山腹工・森林整備
	東中尾	2	1	溪間工・山腹工・森林整備
	深見	3	0	溪間工・山腹工
	房田	1	0	山腹工
	別所谷	1	1	山腹工
	南時国	1	1	溪間工
	敷戸	1	1	溪間工
	川西	1	1	溪間工
	小泉	1	1	山腹工
	東印内	1	1	溪間工
	浦上	1	1	溪間工・森林整備
	貝喰	1	0	溪間工
	清水	1	1	山腹工・森林整備
	百成大角間	1	1	溪間工
	千代	2	2	山腹工・森林整備
	栃木	1	1	山腹工・森林整備
	深田	1	1	山腹工
	中谷内	1	0	山腹工・森林整備
	樽見	1	0	山腹工・森林整備
	深見	1	0	森林整備
	南	1	0	溪間工・森林整備
	南	1	1	溪間工・森林整備
	皆月	1	1	山腹工・森林整備
	大切	1	1	山腹工

珠洲市	岩坂	1	1	森林整備
	粟津	1	1	山腹工
	宇都山	1	0	溪間工・森林整備
	宇治	1	1	森林整備
	大谷	2	0	溪間工・森林整備
	飯塚	1	1	山腹工
	折戸	1	1	溪間工
	片岩	1	1	山腹工・森林整備
	上正力	1	0	山腹工
	上山	1	1	溪間工・森林整備
	唐笠	1	1	山腹工・森林整備
	北山	1	0	溪間工・山腹工・森林整備
	寺社	1	1	森林整備
	清水	1	0	溪間工
	白滝	1	1	森林整備
	出田	2	0	山腹工
	鈴内	1	0	溪間工・森林整備
	狼煙	1	0	山腹工
	鉢ヶ崎	1	1	森林整備
	二子	1	1	山腹工
	馬縹	2	2	溪間工・山腹工・森林整備
	南方	1	0	山腹工・森林整備
	南山	2	1	溪間工・山腹工
	南黒丸	1	1	山腹工・森林整備
	東山中	2	0	溪間工・森林整備
羽咋市	粟生	1	1	森林整備
	大町	1	1	溪間工・森林整備
	酒井	3	0	森林整備
	千里浜	2	1	森林整備
	本江	1	0	溪間工・森林整備
	柴垣	1	1	森林整備
	新保	1	0	森林整備
	千路	1	0	溪間工
	酉釜屋	1	1	森林整備
	鹿島路	1	1	森林整備
かほく市	中沼	1	1	森林整備
	二ツ屋	1	1	森林整備
	箕打	2	0	溪間工・森林整備
	外日角	1	0	森林整備
	遠塚	1	1	森林整備
	秋浜	1	0	森林整備
	大崎	1	1	森林整備
	多田	1	1	山腹工
	余地	1	1	溪間工
	上田名	1	1	森林整備
津幡町	朝日畑	1	1	森林整備
	市谷	1	0	森林整備
	牛首	1	0	溪間工
	瓜生	3	0	溪間工・森林整備
	上大田	1	1	森林整備
	種	1	0	溪間工・森林整備
	坂戸	1	0	溪間工
	俱利伽羅	1	1	山腹工
	倉見	1	0	山腹工・森林整備
内灘町	大根布	1	0	森林整備
	西荒屋	1	1	森林整備
	宮坂	1	0	森林整備
	室	1	0	森林整備
志賀町	西海千ノ浦	1	0	森林整備
	大西	1	1	森林整備
	鵜野屋	1	1	山腹工
	甘田	1	0	森林整備

	大島	1	1	森林整備
	赤住	1	1	森林整備
	堀松	1	1	溪間工
	二所宮	1	1	溪間工
	高浜	1	1	森林整備
	長沢	1	0	森林整備
宝達志水町	敷浪	1	1	森林整備
	清水原	3	3	溪間工・山腹工
	所司原	1	1	森林整備
	下石	1	0	溪間工
	菅原	1	1	山腹工
	杉野屋	1	1	森林整備
	出浜	1	1	森林整備
	柳瀬	2	0	森林整備
	原	3	2	森林整備
	向瀬	2	1	溪間工
	聖川	1	0	溪間工
	萩市	1	0	山腹工
	東間	3	1	森林整備
	北川尻	2	0	森林整備
	米出	1	0	森林整備
	宝達	2	2	溪間工・山腹工・森林整備
	宿	2	1	森林整備
	今浜	1	1	森林整備
中能登町	井田	2	1	山腹工・森林整備
	小竹	2	1	溪間工・森林整備
	久乃木	1	1	溪間工・森林整備
	芹川	1	1	溪間工
	原山	1	0	溪間工
	金丸	1	1	溪間工・森林整備
穴水町	良川	2	0	溪間工・森林整備
	小又	1	0	山腹工・森林整備
	甲	1	1	山腹工
	川島	1	0	山腹工
	曾福	5	0	山腹工・森林整備
能登町	波志借	1	1	山腹工
	小浦	1	1	山腹工
	波並	2	2	森林整備
	姫	1	1	山腹工
	武連	4	4	森林整備
	宇出津山分	1	1	山腹工
	五十里	1	1	山腹工
	上町	1	1	溪間工
	北河内	1	1	溪間工・山腹工・森林整備
	寺分	1	1	山腹工
	野田	1	0	山腹工
	小木	1	1	山腹工・森林整備
計	上	1	0	山腹工
		208	114	

第5. その他必要な事項

1 保安林その他制限林の施業方法

単位 面積：ha

種 類	森林の所在	面 積	施 業 方 法	
	市町村		伐 採 方 法	そ の 他
水源かん養 保安林	七尾市	929.38	「択伐」又は 「伐採種を定めない」	1. 人工造林または天然 更新による。 2. 人工造林における植 栽樹種 スギ、アテ、マツ ヒノキ、コナラほか
	輪島市	3,212.11		
	珠洲市	1016.01		
	羽咋市	140.45		
	かほく市	177.09		
	津幡町	615.41		
	志賀町	262.31		
	宝達志水町	1,362.05		
	中能登町	723.31		
	穴水町	1,519.44		
	能登町	1,078.19		
	計	11,035.75		

単位 面積：ha

種 類	森林の所在	面 積	施 業 方 法	
	市町村		伐 採 方 法	そ の 他
土砂流出防 備保安林	七尾市	171.62	「禁伐」又は 「択伐」又は 「伐採種を定めない」	1. 人工造林または天然 更新による。 2. 人工造林における植 栽樹種 スギ、アテ、マツ ヒノキ、コナラほか
	輪島市	691.61		
	珠洲市	562.97		
	羽咋市	337.55		
	かほく市	35.76		
	津幡町	69.32		
	志賀町	49.17		
	宝達志水町	211.23		
	中能登町	846.33		
	穴水町	30.38		
	能登町	76.84		
	計	3,082.78		

単位 面積：ha

種 類	森林の所在	面 積	施 業 方 法	
	市町村		伐 採 方 法	そ の 他
土砂崩壊防 備保安林	七尾市	33.94	「禁伐」又は 「択伐」	
	輪島市	40.18		
	珠洲市	15.76		
	羽咋市	5.72		
	かほく市	0.90		
	津幡町	8.87		
	志賀町	4.03		
	宝達志水町	21.69		
	中能登町	9.71		
	穴水町	12.95		
	能登町	26.10		
	計	179.85		

単位 面積：ha

種 類	森林の所在	面 積	施 業 方 法	
	市町村		伐 採 方 法	そ の 他
飛砂防備保安林	輪島市	29.54	「択伐」又は 「伐採種を定めない」	1. 人工造林または天然更新による。 2. 人工造林における植栽樹種 スギ、アテ、マツ ヒノキ、コナラほか
	珠洲市	31.21		
	羽咋市	68.90		
	かほく市	157.19		
	内灘町	300.76		
	志賀町	100.60		
	宝達志水町	116.19		
	計	804.39		

単位 面積：ha

種 類	森林の所在	面 積	施 業 方 法	
	市町村		伐 採 方 法	そ の 他
防風保安林	七尾市	0.53	「択伐」又は 「伐採種を定めない」	
	輪島市	15.65		
	羽咋市	22.00		
	志賀町	87.54		
	能登町	0.21		
	宝達志水町	0.23		
	計	126.16		

単位 面積：ha

種 類	森林の所在	面 積	施 業 方 法	
	市町村		伐 採 方 法	
潮害防備保安林	輪島市	61.89	択伐による	
	羽咋市	2.00		
	計	63.89		

単位 面積：ha

種 類	森林の所在	面 積	施 業 方 法	
	市町村		伐 採 方 法	そ の 他
干害防備保安林	輪島市	18.92	「択伐」又は 「伐採種を定めない」	1. 人工造林または天然更新による。 2. 人工造林における植栽樹種 スギ、アテ、マツ ヒノキ、コナラほか
	計	18.92		

単位 面積：ha

種 類	森林の所在	面 積	施 業 方 法	
	市町村		伐 採 方 法	そ の 他
航行目標保安林	輪島市	1.89	択伐による	
	珠洲市	7.83		
	志賀町	14.43		
	穴水町	35.22		
	計	59.37		

単位 面積：ha

種 類	森林の所在	面 積	施 業 方 法	
	市町村		伐 採 方 法	そ の 他
保健保安林	七尾市	317.11	「禁伐」又は 「択伐」又は 「伐採種を定めない」	1. 人工造林または天然更新による。 2. 人工造林における 植栽樹種 スギ、アテ、マツ ヒノキ、コナラほか
	輪島市	1,141.51		
	珠洲市	612.37		
	羽咋市	107.99		
	かほく市	78.36		
	津幡町	360.13		
	内灘町	143.23		
	志賀町	142.56		
	宝達志水町	573.39		
	中能登町	759.97		
	穴水町	651.67		
	能登町	134.40		
	計	5,022.69		

単位 面積：ha

種 類	森林の所在	面 積	施 業 方 法	
	市町村		伐 採 方 法	その他
風致保安林	七尾市	0.89	「択伐」又は 「伐採種を定めない」	
	羽咋市	2.43		
	能登町	13.55		
	輪島市	0.71		
	計	17.58		

単位 面積：ha

種 類	森林の所在	面 積	施 業 方 法	
	市町村		伐 採 方 法	そ の 他
なだれ防止保安林	能登町	7.95	禁伐とする	
	計	7.95		

単位 面積：ha

種 類	森林の所在	面 積	施 業 方 法	
	市町村		伐 採 方 法	そ の 他
落石防止保安林	七尾市	0.03	「択伐」又は 「禁伐」	
	輪島市	0.76		
	計	0.79		

単位 面積：ha

種 類	森林の所在	面 積	施 業 方 法	
	市町村		伐 採 方 法	そ の 他
魚つき保安林	七尾市	17.33	択伐による	
	輪島市	1.22		
	珠洲市	6.90		
	羽咋市	0.88		
	志賀町	13.27		
	穴水町	3.33		
	能登町	15.80		
	計	58.73		

単位 面積：ha

種 類	森林の所在	面 積	施 業 方 法	
	市町村		伐 採 方 法	そ の 他
国定公園特別保護地区	七尾市	1.89	別注 ⁵ に定めるとおり	
	輪島市	84.41		
	計	86.30		

単位 面積：ha

種 類	森林の所在	面 積	施 業 方 法	
	市町村		伐 採 方 法	そ の 他
国定公園第1種特別地域	七尾市	19.17	別注 ⁶ に定めるとおり	
	輪島市	316.01		
	珠洲市	66.88		
	羽咋市	7.81		
	志賀町	74.45		
	中能登町	21.51		
	穴水町	7.90		
	能登町	22.82		
	計	536.55		

単位 面積：ha

種 類	森林の所在	面 積	施 業 方 法	
	市町村		伐 採 方 法	そ の 他
国定公園第2種特別地域	七尾市	967.93	別注 ⁶ に定めるとおり	
	輪島市	456.42		
	珠洲市	559.44		
	羽咋市	251.29		
	志賀町	406.46		
	宝達志水町	57.93		
	中能登町	144.29		
	穴水町	130.68		
	能登町	79.87		
	計	3,054.31		

単位 面積：ha

種 類	森林の所在	面 積	施 業 方 法	
	市町村		伐 採 方 法	そ の 他
国定公園第3種特別地域	七尾市	637.29	別注 ⁶ に定めるとおり	
	輪島市	579.01		
	珠洲市	43.15		
	羽咋市	0.32		
	中能登町	51.04		
	穴水町	154.13		
	能登町	56.08		
	計	1,521.02		

単位 面積：ha

種 類	森林の所在	面 積	施 業 方 法	
	市町村		伐 採 方 法	そ の 他
県自然環境保全特別地域	珠洲市	5.00	禁伐とする	自然環境保全地域の保全計画による。
	計	5.00		

単位 面積：ha

種 類	森林の所在	面 積	施 業 方 法	
	市町村		伐 採 方 法	そ の 他
砂防指定地	七尾市	90.25	択伐による。 当該森林の年成長率に前回の択伐の終わった日を含む伐採年度から伐採しようとする前伐採年度までの年度数を乗じて算出するものとする。(ただし、その算出された率が10分の3を越えるときは10分の3とする)	1. 人工造林または天然更新による。 2. 人工造林における植栽樹種 スギ、アテ、マツヒノキ、コナラほか 3. 砂防法第4条、砂防指定地管理規則第3条の規定の定めるところによる
	輪島市	203.57		
	珠洲市	389.64		
	羽咋市	59.56		
	かほく市	23.53		
	津幡町	60.02		
	志賀町	209.93		
	宝達志水町	124.69		
	中能登町	202.61		
	穴水町	19.21		
	能登町	205.25		
	計	1,588.26		

単位 面積：ha

種 類	森林の所在	面 積	施 業 方 法	
	市町村		伐 採 方 法	そ の 他
鳥獣保護区 特別保護地区	輪島市	114.59	別注 ⁷ に定めるとおり	
	かほく市	3.97		
	津幡町	71.68		
	志賀町	21.52		
	中能登町	56.57		
	計	268.33		

単位 面積：ha

種 類	森林の所在	面 積	施 業 方 法	
	市町村		伐 採 方 法	そ の 他
史跡名勝天然記念物	七尾市	4.38	禁伐とする	
	輪島市	41.80		
	珠洲市	13.54		
	羽咋市	7.30		
	かほく市	0.36		
	志賀町	3.08		
	宝達志水町	3.27		
	中能登町	264.06		
	能登町	1.73		
	計	339.52		

単位 面積：ha

種 類	森林の所在	面 積	施 業 方 法	
	市町村		伐 採 方 法	そ の 他
急傾斜崩壊危険地区	七尾市	100.96	択伐による。 当該森林の年成長率に前回の択伐の終わった日を含む伐採年度から伐採しようとする前伐採年度までの年度数を乗じて算出するものとする。 ただし、その算出された率が10分の3を越えるときは10分の3とする)	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第7条に定めるところによる。
	輪島市	101.44		
	珠洲市	16.00		
	かほく市	3.73		
	津幡町	32.16		
	志賀町	0.39		
	宝達志水町	17.60		
	中能登町	0.35		
	穴水町	9.48		
	能登町	113.85		
	計	395.96		

⁵ 特別保護地区における制限

特別保護地区内の森林は原則として禁伐とする。ただし、学術研究その他公益上必要と認められるもの、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの、病虫害の防除・防災・風致維持その他森林の管理として行われるもの又は測量のため行われるものはこの限りでない。

⁶ 特別地域における制限

1 第一種特別地域

第一種特別地域の森林は原則として禁伐とする。ただし、1のただし書きに掲げるもののほか、以下の各号の定める要件に該当するものは、風致維持に支障のない限り単木択伐法を行うことができる。

- イ 当該伐採が行われる森林の最小区分ごとに算定した択伐率が該当区分の現在蓄積の10%以内であること。
- ロ 当該伐採の対象となる木竹の樹齢が、標準伐期齢に見合う年齢に10年を加えたもの以上であること。

2 第二種特別地域

イ 第二種特別地域の森林の施業は、択伐法によるものとする。ただし、風致の維持に支障のない限り皆伐法によることができる。

ロ 国定公園及び県立自然公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く）は、原則として単木択伐法によるものとする。

ハ 伐期齢は標準伐期齢に見合う年齢以上とする。

ニ 択伐率は用材林においては、当該森林の年成長率に前回の択伐の終わった日を含む伐採年度から、伐採しようとする伐採年度の前年までの期間を乗じて算出するものとする。ただし、その算出された率が10分の3を超えときは、10分の3とする。また薪炭林においては60%以内とする。

ホ 伐採及び更新に際し、特に風致上必要と認める場合は、環境部長が、伐区、樹種、林型の変更を要望することができる。

ヘ 特に指定した風致樹については、保育及び保護に努めること。

ト 皆伐法に上る場合はその伐区は次のとおりとする。

A 一伐区の面積は2ヘクタール以内とする。但し、疎密度3より多く保残木を残す場合、又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。

B 伐区は更新後5年以上経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区はつとめて分散させなければならない。

3 第三種特別地域

第三種特別地域内の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。

⁷ 鳥獣保護区特別保護地区における施業要件

1 伐採の方法を制限しなければ鳥獣の生息、繁殖または安全に支障があると認められるものについては、伐採種は択伐とし（その程度が特に著しいと認められるものについては禁伐）、その他の森林にあたっては、伐採種は定めない。

2 地域森林計画の初年度以降5年間に当該計画にかかる特別保護地区内において皆伐できる面積の限度は、当該特別保護地区内の皆伐区域面積を標準伐期齢に相当する数で除して得た面積の5倍とする。

3 保護施設を設けた樹木および鳥獣の保護繁殖上必要があると認められる特定の樹木は禁伐とする。

2 林道の開設及び拡張に関する計画

開設すべき林道の種類別及び箇所別の数量等

単位 延長：km 面積：ha

位置（市町・地区）		路線名	種類	区分	延長	利用区域面積	前半5カ年の計画箇所
珠洲市	宝立町	加護線	自動車道	林業専用道	—	10ha	○
	宝立町	柏原線	自動車道	林業専用道	—	13ha	○
	宝立町	春日野線	自動車道	林業専用道	—	12ha	○
	若山町	延武線	自動車道	林業専用道	—	7ha	○
	正院町	岡田線	自動車道	林業専用道	—	30ha	○
	真浦町	真浦線	自動車道	林業専用道	—	10ha	○
	三崎町	粟津線	自動車道	林業専用道	—	11ha	○
	三崎町	杉山線	自動車道	林業専用道	—	10ha	○
	若山町	火宮線	自動車道	林業専用道	—	13ha	○
		9 路線		計	4km		
穴水町		曾福線	自動車道	林業専用道	—	51ha	○
		河内 2 号線	自動車道	林業専用道	—	23ha	○
		河内 4 号線	自動車道	林業専用道	—	14ha	○
		河内 5 号線	自動車道	林業専用道	—	17ha	○
		下唐川線	自動車道	林業専用道	—	22ha	○
		汁谷線	自動車道	林業専用道	—	46ha	○
		6 路線		計	6km		
能登町		秋吉線	自動車道	林業専用道	—	91ha	
		樽子山線	自動車道	林業専用道	—	33ha	○
		満泉寺線	自動車道	林業専用道	—	10ha	○
		長峰線	自動車道	林業専用道	—	5ha	○
		4 路線		計	6km		
輪島市	町野町	敷戸線	自動車道	林業専用道	—	10ha	○
	大沢町	大沢 4 号線	自動車道	林業専用道	—	15ha	○
	三井町	跡次山線	自動車道	林業専用道	—	10ha	○
	門前町	広岡線	自動車道	林業専用道	—	5ha	○
	門前町	貝吹線	自動車道	林業専用道	—	5ha	○
	門前町	天笠山線	自動車道	林業専用道	—	5ha	○
	惣領町	惣領線	自動車道	林業専用道	—	15ha	○
	上山町	上山線	自動車道	林業専用道	—	12ha	○
	熊野町	熊野 2 号	自動車道	林業専用道	—	15ha	○
	三井町	大畑山線	自動車道	林業専用道	—	10ha	○
	三井町	波部谷内線	自動車道	林業専用道	—	10ha	○
	三井町	細谷新保線	自動車道	林業専用道	—	11ha	○
		12 路線		計	6km		
七尾市	中島町	安俱崎線	自動車道	林道	—	100ha	
	多根町	多根 4 号線	自動車道	林業専用道	—	25ha	○
	鶴浦町	鶴浦 2 号線	自動車道	林業専用道	—	43ha	○
	中島町	河内 2 号線	自動車道	林業専用道	—	12ha	○
		4 路線		計	3km		
羽咋市	福水町	割石線	自動車道	林道	—	119ha	
		1 路線		計	2km		
志賀町		山崎 1 号線	自動車道	林業専用道	—	3ha	
		草木高田線	自動車道	林業専用道	—	3ha	
		大鳥居線	自動車道	林業専用道	—	6ha	○
		今田線	自動車道	林業専用道	—	3ha	
		4 路線		計	2km		
宝達志水町		平床線	自動車道	林業専用道	—	20ha	○
		吉野屋線	自動車道	林業専用道	—	10ha	
		2 路線		計	2km		
中能登町		鹿島 1 号線	自動車道	林道	—	202ha	
		角間 2 号線	自動車道	林業専用道	—	5ha	○

		平沢口線	自動車道	林業専用道	—	5ha	○
		杓ヶ峠線	自動車道	林業専用道	—	5ha	○
		4 路線		計	1km		
かほく市	八野	八野線	自動車道	林業専用道	—	6ha	
	若緑	若緑線	自動車道	林業専用道	—	20ha	○
	若緑	若緑 2 号線	自動車道	林業専用道	—	2ha	○
	上山田	上山田線	自動車道	林業専用道	—	10ha	○
	黒川	明乗寺 3 号線	自動車道	林業専用道	—	11ha	
	野寺	野寺 2 号線	自動車道	林業専用道	—	5ha	
	野寺	野寺 7 号線	自動車道	林業専用道	—	5ha	
	野寺	野寺 8 号線	自動車道	林業専用道	—	6ha	
		8 路線		計	5km		
津幡町		上野線	自動車道	林業専用道	—	86ha	○
		大滝線	自動車道	林業専用道	—	5ha	
		牛首 4 号線	自動車道	林業専用道	—	2ha	○
		上大田 2 号線	自動車道	林業専用道	—	15ha	○
		トットン線	自動車道	林業専用道	—	5ha	○
		5 路線		計	5km		
計		59 路線			37km		

拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等

単位 延長：km 面積：ha

位置（市町・地区）		路線名	種類	区分	延長	利用区域面積	前半 5 力年の 計画箇所
珠洲市	上戸町	山去線	自動車道	（舗装）	—	426ha	○
	大谷町	坂石山線	自動車道	（改良）	—	327ha	○
	仁江町	仁江線	自動車道	（改良）	—	551ha	○
	宝立町	法住寺線	自動車道	（舗装）	—	147ha	
	若山町	宝立山線	自動車道	（改良）	—	750ha	○
	若山町	南山線	自動車道	（舗装）	—	69ha	
	大谷町	西谷線	自動車道	（改良）	—	48ha	
	折戸町	二百谷線	自動車道	（改良）	—	70ha	
	若山町	火宮支線	自動車道	（改良）	—	60ha	
	若山町	火宮線	自動車道	（改良）	—	218ha	
計		10 路線		（改良）	12箇所		
				（舗装）	7km		
穴水町		大坪線	自動車道	（舗装）	—	76ha	
		大坪線	自動車道	（改良）	—	76ha	○
		黒古線	自動車道	（舗装）	—	105ha	
		汁谷線	自動車道	（舗装）	—	108ha	
		曾福線	自動車道	（改良）	—	475ha	○
		丸山線	自動車道	（舗装）	—	131ha	
	計	5 路線		（改良）	2箇所		
				（舗装）	5km		
能登町		大箱鉢伏線	自動車道	（改良）	—	256ha	○
		大谷内線	自動車道	（舗装）	—	104ha	
		河ヶ谷線	自動車道	（舗装）	—	114ha	○
		久亀屋線	自動車道	（舗装）	—	47ha	
		滝ノ坊線	自動車道	（舗装）	—	53ha	
		滝林線	自動車道	（舗装）	—	32ha	
		寺分線	自動車道	（舗装）	—	33ha	
		宮地線	自動車道	（舗装）	—	220ha	
		山中線	自動車道	（舗装）	—	76ha	
		鬼ヶ谷内線	自動車道	（改良）	—	70ha	○
		矢淵線	自動車道	（改良）	—	260ha	○
		坪根線	自動車道	（改良）	—	102ha	○
	計	12 路線		（改良）	7箇所		
				（舗装）	8km		
市島輪	石休場町	神田川線	自動車道	（改良）	—	550ha	○

	小池町	小池2号線	自動車道	(舗装)	—	64ha	
	小池町	牧山線	自動車道	(舗装)	—	77ha	
	東印内町	八ヶ窪線	自動車道	(舗装)	—	86ha	
	深見町	大箱鉢伏線	自動車道	(改良)	—	259ha	○
	虜田町	虜田線	自動車道	(改良)	—	31ha	○
	別所谷町	気勝山線	自動車道	(舗装)	—	255ha	
	堀町	佐比野線	自動車道	(改良)	—	1,312ha	
	町野町	黒峰線	自動車道	(舗装)	—	53ha	
	町野町	寺山線	自動車道	(舗装)	—	325ha	
	町野町	広江線	自動車道	(舗装)	—	112ha	
	町野町	宝立山線	自動車道	(改良)	—	750ha	○
	門前町	足谷線	自動車道	(舗装)	—	70ha	
	美谷町	美谷線	自動車道	(改良)	—	33ha	○
	久手川町	高洲線	自動車道	(改良)	—	144ha	○
	深見町	才道線	自動車道	(改良)	—	161ha	○
	町野町	田長線	自動車道	(改良)	—	33ha	○
	滝又町	別所2号線	自動車道	(改良)	—	132ha	○
	計	18路線		(改良)	41箇所		
				(舗装)	11km		
七尾市	中島町	別所岳線	自動車道	(改良)	—	518ha	○
	三引町	三引線	自動車道	(改良)	—	217ha	○
	古府町	城石線	自動車道	(改良)	—	388ha	○
	計	3路線		(改良)	9箇所		
志賀町	計	御路宮線	自動車道	(舗装)	—	207ha	
		地頭日用線	自動車道	(舗装)	—	38ha	
		大西線	自動車道	(舗装)	—	38ha	
		高位線	自動車道	(舗装)	—	58ha	
		徳田線	自動車道	(舗装)	—	56ha	
		山出線	自動車道	(舗装)	—	106ha	
		七海線	自動車道	(改良)	—	116ha	○
		七海線	自動車道	(舗装)	—	116ha	
	計	7路線		(改良)	1箇所		
				(舗装)	9km		
羽咋市	大町	大町線	自動車道	(舗装)	—	91ha	
	本江町	邑知線	自動車道	(改良)	—	189ha	
	計	2路線		(改良)	1箇所		
				(舗装)	1km		
宝達志水町	計	所司原線	自動車道	(改良)	—	381ha	○
		仙の池線	自動車道	(舗装)	—	71ha	
		大葉谷支線	自動車道	(舗装)	—	36ha	
		宝達新宮線	自動車道	(改良)	—	676ha	○
		二又線	自動車道	(改良)	—	89ha	○
		高津線	自動車道	(改良)	—	162ha	○
		東間線	自動車道	(改良)	—	149ha	
		7路線		(改良)	10箇所		
				(舗装)	2km		
中能登町	計	長尾線	自動車道	(改良)	—	381ha	○
		春木大槻線	自動車道	(舗装)	—	81ha	
		大窪線	自動車道	(改良)	—	71ha	○
		石動山1号線	自動車道	(改良)	—	253ha	○
		小金谷線	自動車道	(改良)	—	99ha	○
		5路線		(改良)	8箇所		
				(舗装)	1km		
かほく市	八野	高地谷線	自動車道	(舗装)	—	153ha	○
	八野	高地谷線	自動車道	(改良)	—	153ha	○
	黒川	火の谷線	自動車道	(改良)	—	50ha	○
	箕打	一の又線	自動車道	(改良)	—	65ha	○
	箕打	大谷線	自動車道	(改良)	—	52ha	○

	計	4路線		(改良)	4箇所		
				(舗装)	2km		
津幡町	計	高津線	自動車道	(改良)	—	580ha	○
		小屋谷線	自動車道	(改良)	—	529ha	○
		尾山線	自動車道	(改良)	—	144ha	○
		御門線	自動車道	(改良)	—	63ha	○
		小屋谷2号線	自動車道	(舗装)	—	88ha	
		5路線		(改良)	7箇所		
				(舗装)	2km		
計		72路線		(改良)	98箇所		
				(舗装)	48km		

(附) 参 考 資 料

1 森林計画区の概況

(1) 市町別土地面積及び森林面積

本計画区は、石川県北部に位置し、区域面積は217,322ha（県土面積の51.9%）で七尾市をはじめ5市7町が含まれる。東の一部は富山県に、南は加賀森林計画区の新潟市に隣接し、その他は能登半島として日本海に突き出ている。

本計画区の森林面積は143,814haで、うち民有林面積は143,481ha（99.7%）とほとんどが民有林である。

単位 面積：h a

区 分	森林面積			区域面積 ⁴
	総数 ¹	国有林 ²	民有林 ³	
総 計	143,848	367	143,481	217,322
七 尾 市	20,356	65	20,291	31,829
輪 島 市	32,588	39	32,549	42,632
珠 洲 市	18,144	51	18,093	24,720
羽 咋 市	2,886	5	2,881	8,185
か ほ く 市	2,419	4	2,415	6,444
津 幡 町	5,643	16	5,627	11,059
内 灘 町	236	—	236	2,033
志 賀 町	16,105	45	16,060	24,676
宝達志水町	6,978	45	6,933	11,151
中 能 登 町	5,036	6	5,030	8,945
穴 水 町	13,372	35	13,337	18,321
能 登 町	20,084	55	20,029	27,327

(2) 地 況

ア 気候

日本海に突出し海流の影響を受けるため年平均気温のやや低い奥能登と気候の温かな中能登、口能登に区分される。輪島市における平年（2019～2023年）の年平均気温は14.3℃、年降水量は2,613mmで、積雪深の最大値は65cmである。

単位 年間降水量：mm、最高積雪量：cm

観測地 ⁵	年	気温（℃）			年間降水量	最高積雪量	主風の方向
		最高	最低	年平均			
輪島	R1	37.5	-3.2	14.3	1,765	13	南南西
	2	38.6	-3.2	14.6	2,195	3	南南西
	3	35.5	-4.0	14.3	2,094	65	南南西
	4	36.3	-2.5	14.3	2,264	25	南南西
	5	37.4	-5.8	15.2	2,489	31	南南西

¹ 総数は端数整理の関係で内訳の計と一致しない場合がある。

² 国有林面積は令和4年度石川県森林・林業要覧による。

³ 民有林面積は森林法第2条第3項の規定による民有林面積（令和5年3月31日現在）。

⁴ 区域面積は令和6年刊石川県統計書による。

⁵ 金沢地方気象台ホームページ「過去の観測データ」による。

イ 主要な山岳及び河川

邑知潟以北の北部山地（能登島を含む）は、高洲山（567m）を最高峰とし、丘陵性山地が広い面積を占める。南部山地は、石動山（564m）、碁石ヶ峰（461m）、宝達山（637m）を経て倶利伽羅峠に至る山地で、やや急峻な地形を呈する。全体的に標高300m以下の低い山地と丘陵地が大部分を占め平野に乏しい。

海岸砂丘は南西部の羽咋市から内灘町までの海岸線に沿って発達している。

単位 標高,延長：m

山 岳		河 川	
名 称	標 高	名 称	延 長
宝達山	637	町野川	21,480
高洲山	567	河原田川	18,650
石動山	564	八ヶ川	18,600
鉢伏山	544	米町川	17,120
宝立山	469	二宮川	14,780
碁石ヶ峰	461	大海川	13,520
猫ヶ岳	412	若山川	13,500
桑塚山	409	富来川	12,390
松ヶ瀬山	402	熊木川	12,390
河内岳	399	日用川	12,300
佐比野山	388	山田川	11,460
別所岳	358	熊淵川	11,300
高爪山	341	津幡川	10,980
大丸山	319	長曽川	10,250
		鵜飼川	10,240

ウ 地質及び土壌

地質については、地質時代（年代）別におおむね以下のとおり分布している。

地 質	分 布
変成岩類（片麻岩）、深成岩類（花崗閃緑岩、石英閃緑岩）	宝達山・石動山付近、能登北西部に分布
新第三紀、中新世前期の火山性岩石	能登中央部に広く分布
デーサイト質火砕岩、熔結凝灰岩、玄武岩熔岩	能登北部
安山岩質火砕岩・熔岩	能登中部
中新世、鮮新世・更新世前期の地層（砂礫岩、砂岩、泥岩などの碎屑岩、火山灰層、凝灰質 岩、石灰岩）	能登南部の山地、丘陵に分布
更新世中期の地層	七尾付近の小範囲、能登北部の高位の海岸段丘として分布
更新世後期堆積物	七尾、珠洲などの中位の海岸段丘として分布
完新世の堆積物	邑知潟平野の上層に広く分布（日本海沿岸砂丘を含む）

土壌の分布状況は、大部分が褐色森林土壌によって占められている。岩石地は能登半島沿岸部の波蝕地形の斜面に局所的に点在している。第三紀の堆積岩類や火山岩類を基岩とする丘陵性山地の緩斜面や山頂部に、地質時代に気候風化された赤黄色土壌が点在する。

また、海岸に近い丘陵性山地では未熟土壌の分布もみられる。黒ボク土壌は、緩斜面の小谷頭や段丘面で比較的安定した台地状地形のところに局部的にみられる。グライ土壌は、山間低地の水田跡地など排水不良なところに極めて小面積に点在している。

(3) 土地利用の現況⁶

本計画区域内の森林面積は143,848ha（総面積に対する割合66%）、農地は22,141ha（10%）のうち水田は17,225ha、宅地面積は7,003haである。

単位 面積：ha

区 分	総 数	森 林	農 地			その他	
			総数	うち田	うち畑	総数	うち住宅
総 計	217,322	143,848	22,141	17,225	4,916	51,367	7,003
七尾市	31,829	20,356	3,373	3,000	373	8,129	1,296
輪島市	42,632	32,588	1,942	1,590	352	8,102	608
珠洲市	24,720	18,144	2,093	1,280	813	4,482	446
羽咋市	8,185	2,886	2,260	2,080	180	3,040	660
かほく市	6,444	2,419	1,223	759	464	2,803	732
津幡町	11,059	5,643	1,807	1,430	377	3,613	582
内灘町	2,033	236	562	118	444	1,235	301
志賀町	24,676	16,105	2,887	2,270	617	5,685	825
宝達志水町	11,151	6,978	1,460	1,240	220	2,712	412
中能登町	8,945	5,036	1,651	1,530	121	2,258	510
穴水町	18,321	13,372	1,059	718	341	3,890	248
能登町	27,327	20,084	1,824	1,210	614	5,418	383

(4) 産業別就業者数

ア 人口及び産業の状況⁷

本計画区の総人口は年令和4年現在273,674人である。就業人口は140,711人である。就業状況は第一次産業7,843人（就業人口の6%）、第二次産業が40,281人（29%）、第三次産業が92,587人（66%）となっており農林業の占める割合は加賀森林計画区より高い。

単位 人数：人

区 分	総人口	就業人口	第1次産業				第2次産業	第3次産業
			計	農業	林業	水産業		
総 計	273,674	140,711	7,843	5,794	350	1,699	40,281	92,587
七尾市	49,390	25,621	1,316	840	53	423	6,674	17,631
輪島市	23,873	11,681	1,240	692	76	472	2,707	7,734
珠洲市	12,563	5,963	615	426	42	147	1,532	3,816
羽咋市	20,020	10,070	598	563	11	24	3,230	6,242
かほく市	34,970	18,695	409	382	16	11	6,499	11,787
津幡町	36,982	20,404	469	435	28	6	5,841	14,094
内灘町	26,447	13,780	159	137	7	15	3,681	9,940
志賀町	18,248	9,189	873	624	17	232	2,885	5,431
宝達志水町	11,882	6,162	437	419	8	10	2,172	3,553
中能登町	16,293	8,338	400	388	6	6	2,786	5,152
穴水町	7,748	3,512	356	285	36	35	718	2,438
能登町	15,258	7,296	971	603	50	318	1,556	4,769

イ 交通

J R北陸線及び国道8号線、北陸自動車道等の幹線が南端の津幡町を通過し、関西、中部、関東への動脈となっている。

またこれらと接続し南北に縦断する交通機関としては、J R七尾線、のと鉄道、のと里山海道があり、能登と加賀を結んでいる。また国道159号線や249号線が半島を一周しており、能越自動車道、国道160号線及び415号線が能登と富山県をつないでいる。このほか、県道、市町道等がこれらを補うように整備されている。

⁶総面積及びその他面積は令和4年石川県統計書、農地は石川県農林水産統計年報（令和4～5年）による。

⁷令和4年刊市町村勢要覧による。

2 森林の現況

(1) 齢級別森林資源表

民有林における人工林は72,216haで人工林率は50%と県平均40%に比べ高い。主な樹種別はスギ、アテ、マツである。

人工林の齢級構成は10齢級以上が53,533ha（74%）と多く、本格的な利用期を迎えている。

一方、天然林は65,899haでコナラ等の落葉広葉樹林がほとんどを占めている。

単位 面積：ha、材積・成長量：千m³

区 分		總 数			1 齡級			2 齡級			3 齡級			4 齡級			
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	
立木地	總 数	143,481	53,734	1,191	88	0	0	136	2	1	140	4	1	553	27	4	
	總 数	總 数	138,114	53,734	1,191	88	0	0	136	2	1	140	4	1	553	27	4
		針葉樹	84,281	44,926	1,025	42	0	0	22	0	0	48	1	0	484	24	4
		広葉樹	53,833	8,808	166	46	0	0	115	2	1	92	3	1	69	3	0
	人工林	總 数	72,216	39,921	952	55	0	0	41	1	0	61	1	0	514	25	4
		針葉樹	70,741	39,696	946	42	0	0	22	0	0	48	1	0	484	24	4
		広葉樹	1,475	225	6	13	0	0	19	1	0	13	0	0	30	1	0
	天然林	總 数	65,899	13,813	239	33	0	0	96	1	1	79	3	1	39	2	0
		針葉樹	13,540	5,230	79	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		広葉樹	52,359	8,583	160	33	0	0	96	1	1	79	3	1	39	2	0
竹 林		1,258															
無立木地		4,108															

区 分		5 齡級			6 齡級			7 齡級			8 齡級			9 齡級			
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	
立 木 地	總 数		1,153	124	15	2,616	452	39	3,234	905	58	4,512	1,664	73	7,354	3,216	107
	總 数	總 数	1,153	124	15	2,616	452	39	3,234	905	58	4,512	1,664	73	7,354	3,216	107
		針葉樹	1,035	115	14	1,880	383	32	3,115	893	58	4,402	1,652	73	7,281	3,207	107
		広葉樹	118	9	1	736	69	7	119	12	0	110	12	0	73	9	0
	人工林	總 数	1,091	119	15	1,940	388	34	3,213	903	58	4,456	1,658	73	7,313	3,211	107
		針葉樹	1,035	115	14	1875	382	32	3,111	893	58	4,401	1,652	73	7,281	3,207	107
		広葉樹	56	4	1	65	6	2	102	10	0	55	6	0	32	4	0
	天然林	總 数	62	5	0	676	64	5	21	2	0	56	6	0	41	5	0
		針葉樹	0	0	0	5	1	0	4	0	0	1	0	0	0	0	0
		広葉樹	62	5	0	671	63	5	17	2	0	55	6	0	41	5	0
竹 林																	
無立木地																	

区 分		10 齡級			11 齡級			12 齡級			13 齡級			14 齡級			
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	
立木地	總 数		6,674	3,292	91	7,039	3,682	87	10,828	5,302	109	19,292	7,765	142	14,703	5,588	93
	總 数	總 数	6,674	3,292	91	7,039	3,682	87	10,828	5,302	109	19,292	7,765	142	14,703	5,588	93
		針葉樹	6,551	3,276	91	6,538	3,611	86	8,496	4,959	102	10,777	6,422	118	6,653	4,280	70
		広葉樹	123	16	0	501	71	1	2,332	343	7	8,515	1,343	24	8,050	1,308	23
	人 工 林	總 数	6,568	3,277	91	6,483	3,592	85	8,310	4,892	100	9,925	6,098	112	5,988	3,982	66
		針葉樹	6,541	3,274	91	6,459	3,587	85	8,269	4,883	100	9,827	6,078	112	5,775	3,948	65
		広葉樹	27	3	0	24	5	0	41	9	0	98	20	0	213	34	1
	天 然 林	總 数	106	15	0	556	90	2	2,518	410	9	9,367	1,667	30	8,715	1,606	27
		針葉樹	10	2	0	79	24	1	227	76	2	950	344	6	878	332	5
		広葉樹	96	13	0	477	66	1	2,291	334	7	8,417	1,323	24	7,837	1,274	22
	竹 林																
	無立木地																

区 分		15 齡級			16 齡級			17 齡級			18 齡級			19 齡級			
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	
立木地	總 数	22,483	6,682	104	9,850	2,924	49	6,294	2,043	36	5,154	1,942	34	3,661	1,469	27	
	總 数	總 数	22,483	6,682	104	9,850	2,924	49	6,294	2,043	36	5,154	1,942	34	3,661	1,469	27
		針葉樹	6,449	4,025	58	3,157	1,797	28	2,414	1,392	23	2,514	1,492	26	1,961	1,169	21
		広葉樹	16,034	2,657	46	6,693	1,127	21	3,880	651	13	2,640	450	8	1,700	300	6
	人 工 林	總 数	4,656	3,297	50	1,784	1,217	21	1,395	973	18	1,459	1,066	20	1,156	844	16
		針葉樹	4,408	3,258	48	1,605	1,188	20	1,302	958	17	1,418	1,059	20	1,113	837	16
		広葉樹	248	39	2	179	29	1	93	15	1	41	7	0	43	7	0
	天 然 林	總 数	17,827	3,385	54	8,066	1,707	28	4,899	1,070	18	3,695	876	14	2,505	625	11
		針葉樹	2,041	767	10	1,552	609	8	1,112	434	6	1,096	433	6	848	332	5
		広葉樹	15,786	2,618	44	6,514	1,098	20	3,787	636	12	2,599	443	8	1,657	293	6
	竹 林																
	無立木地																

区 分		20 齡級以上			
		面積	材積	成長量	
立木地	總 数		12,332	6,650	121
	總 数	總 数	12,332	6,650	121
		針葉樹	10,455	6,226	111
		広葉樹	1,877	424	10
	人 工 林	總 数	5,800	4,376	82
		針葉樹	5,716	4,350	81
		広葉樹	84	26	1
	天 然 林	總 数	6,532	2,274	39
		針葉樹	4,739	1,876	30
		広葉樹	1,793	398	9
	竹 林				
	無立木地				

令和5年3月31日現在

(2) 法令により施業について制限を受けている森林、普通林別森林資源表

民有林の制限林は26,970haで保安林や自然公園等である。

単位 面積：ha、材積・成長量：千m³

区 分			総 数			制限林			普通林			
			面 積	材 積	成長量	面 積	材 積	成長量	面 積	材 積	成長量	
総 数			143,481	54,265	1,191	26,970	10,110	217	116,511	44,155	975	
総 数		針葉樹	84,282	44,926	1,024	16,131	8,470	190	68,151	36,455	834	
		広葉樹	53,833	8,808	167	9,546	1,557	27	44,287	7,252	140	
立 木 地	人 工 林	総数	針葉樹	70,741	39,696	946	14,102	7,665	178	56,639	32,031	768
			広葉樹	1,475	225	7	422	59	1	1,052	166	5
		育成単層林	針葉樹	68,560	38,548	913	13,711	7,463	172	54,849	31,086	741
			広葉樹	1,455	224	7	412	58	1	1,043	166	5
		育成複層林	針葉樹	2,181	1,147	32	391	202	6	1,790	945	27
			広葉樹	20	1	0	11	1	0	9	0	0
	天 然 林	総 数	針葉樹	13,541	5,230	79	2,029	805	12	11,511	4,425	66
			広葉樹	52,358	8,583	160	9,123	1,498	26	43,235	7,085	135
		育成単層林	針葉樹	1	0	-	-	-	-	1	-	-
			広葉樹	183	9	1	24	1	0	159	8	1
		育成複層林	針葉樹	26	10	0	2	1	0	24	10	0
			広葉樹	122	18	0	58	9	0	64	8	0
		天然生林	針葉樹	13,514	5,219	78	2,028	805	12	11,486	4,415	66
			広葉樹	52,053	8,556	159	9,041	1,487	25	43,012	7,069	134
竹 林			1,258	(531)	-	198	(83)	-	1,061	(448)	-	
無立木地	総 数		4,108	-	-	1,095	-	-	3,013	-	-	
	伐採跡地		239	-	-	58	-	-	181	-	-	
	未立木地		3,869	-	-	1,037	-	-	2,832	-	-	

令和5年3月31日現在

(3) 市町村別森林資源表

市 町	総 数	立 木 地												
		総 数			人 工 林									
					総 数			育成単層林			育成複層林			
		総 数	針	広	総 数	針	広	総 数	針	広	総 数	針	広	
計画 面積	143,481	138,115	84,282	53,833	72,216	70,741	1,475	70,015	68,560	1,455	2,201	2,181	20	
区計 材積	54,265	53,734	44,926	8,808	39,921	39,696	225	38,772	38,548	224	1,149	1,147	1	
七尾市	面積	20,291	19,336	12,473	6,863	10,335	10,235	100	10,223	10,123	99	112	112	0
	材積	8,775	8,613	7,321	1,292	6,445	6,419	26	6,386	6,360	26	59	59	0
輪島市	面積	32,549	30,646	20,085	10,560	19,690	19,479	211	18,773	18,569	204	916	910	6
	材積	13,984	13,814	12,042	1,772	11,827	11,799	29	11,309	11,281	28	518	517	1
珠洲市	面積	18,093	17,459	9,729	7,729	7,096	7,030	67	6,940	6,873	67	157	156	0
	材積	6,018	5,981	4,673	1,308	3,609	3,601	9	3,531	3,522	9	78	78	0
羽咋市	面積	2,881	2,761	1,747	1,014	1,124	1,107	18	1,108	1,092	16	16	15	2
	材積	914	902	767	136	518	515	3	512	509	3	7	6	0
かほく市	面積	2,415	2,322	1,269	1,053	1,121	967	154	1,121	967	154	0	0	-
	材積	594	586	449	137	374	354	20	374	354	20	0	0	-
津幡町	面積	5,627	5,351	2,146	3,205	2,290	2,039	251	2,270	2,025	245	21	14	7
	材積	1,347	1,304	891	414	886	857	29	880	851	29	6	6	0
内灘町	面積	236	231	37	193	231	37	193	227	37	190	4	0	4
	材積	30	30	5	25	30	5	25	29	5	25	0	0	0
志賀町	面積	16,060	15,597	10,434	5,163	7,735	7,611	124	7,640	7,517	124	95	95	0
	材積	5,295	5,249	4,552	697	3,592	3,567	25	3,553	3,528	25	40	40	0
宝達 志水町	面積	6,933	6,693	4,518	2,175	4,055	3,983	73	3,995	3,924	72	60	59	1
	材積	2,531	2,515	2,227	287	2,026	2,018	9	1,999	1,990	9	28	28	0
中能登町	面積	5,030	4,939	3,124	1,816	2,867	2,817	51	2,724	2,673	51	143	143	-
	材積	2,442	2,432	2,081	351	1,972	1,957	15	1,896	1,881	15	76	76	-
穴水町	面積	13,337	13,032	8,443	4,589	7,246	7,145	101	6,923	6,822	101	323	323	-
	材積	5,357	5,347	4,561	786	4,060	4,038	22	3,898	3,876	22	162	162	-
能登町	面積	20,029	19,749	10,276	9,473	8,425	8,292	133	8,071	7,938	133	354	353	1
	材積	6,976	6,961	5,357	1,604	4,581	4,565	16	4,406	4,390	16	175	175	0

単位 面積：h a、材積は千m³、立竹は千束

立　　木　　地												竹　林	無立木地		
天　然　林													総　数	伐採 跡地	未立 木地
総　数			育成単層林			育成複層林			天然生林						
総　数	針	広	総数	針	広	総数	針	広	総　数	針	広				
65,899	13,541	52,358	184	1	183	147	26	122	65,567	13,514	52,053	1,258	4,108	239	3,869
13,813	5,230	8,583	10	0	9	28	10	18	13,775	5,219	8,556	(531)	-	-	-
9,002	2,238	6,764	14	0	14	14	1	13	8,974	2,237	6,737	385	570	46	524
2,168	902	1,266	0	0	0	2	0	2	2,165	901	1,264	(163)	-	-	-
10,956	607	10,349	17	-	17	14	-	14	10,926	607	10,319	404	1,499	53	1,446
1,986	243	1,744	1	-	1	2	-	2	1,984	243	1,741	(171)	-	-	-
10,362	2,700	7,662	54	0	54	59	24	35	10,249	2,675	7,573	88	546	11	535
2,372	1,073	1,299	4	0	4	16	10	6	2,352	1,063	1,289	(37)	-	-	-
1,637	640	997	2	-	2	-	-	-	1,635	640	995	27	93	2	91
384	251	132	0	-	0	-	-	-	384	251	132	(11)	-	-	-
1,200	302	899	2	-	2	-	-	-	1,198	302	897	18	75	10	66
213	95	118	0	-	0	-	-	-	213	95	117	(8)	-	-	-
3,060	107	2,954	16	-	16	6	-	6	3,038	107	2,932	102	174	12	162
419	34	385	1	-	1	1	-	1	417	34	384	(43)	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	5	-	5
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(0)	-	-	-
7,862	2,822	5,039	33	1	32	23	0	23	7,806	2,821	4,985	108	356	10	345
1,657	985	672	2	0	2	2	0	2	1,652	985	668	(46)	-	-	-
2,638	536	2,102	2	-	2	4	-	4	2,632	536	2,096	39	201	13	187
488	209	279	0	-	0	1	-	1	488	209	278	(16)	-	-	-
2,072	307	1,765	12	-	12	-	-	-	2,060	307	1,753	25	66	3	63
460	124	336	0	-	0	-	-	-	459	124	336	(11)	-	-	-
5,786	1,298	4,488	17	-	17	11	0	11	5,758	1,298	4,460	24	281	42	239
1,288	523	765	1	-	1	2	0	2	1,285	523	762	(10)	-	-	-
11,324	1,984	9,339	15	-	15	17	-	17	11,292	1,984	9,308	37	243	37	206
2,380	791	1,588	1	-	1	3	-	3	2,376	791	1,585	(16)	-	-	-

令和 5 年 3 月 3 1 日現在

(4) 樹種別材積表

単位 材積:千m³

能 登 計 画 区	市 町	人工林							天然林		
		スギ	ヒノキ	マツ	カラマツ	アテ	その他針	広葉樹	マツ	その他針	広葉樹
	七尾市	5,178	226	302	5	706	20	8	902	169	1,097
	輪島市	7,959	127	437	4	3,272	3	26	243	0	1,744
	珠洲市	2,871	75	366	6	283	0	9	1,070	2	1,299
	羽咋市	387	16	76	1	35	2	2	251	0	132
	かほく市	294	9	38	0	13	0	20	95	0	117
	津幡町	781	15	42	1	18	0	29	34	0	385
	内灘町	0	0	5	0	0	0	25	0	0	0
	志賀町	2,535	229	362	1	438	19	9	976	24	656
	宝達志水町	1,674	38	114	5	187	1	8	209	0	279
	中能登町	1,681	63	38	3	172	12	3	124	52	283
	穴水町	2,566	228	317	9	919	9	12	522	7	759
	能登町	3,609	136	304	2	514	1	15	791	2	1,587
	計画区計	29,534	1,160	2,401	37	6,556	68	164	5,217	256	8,338

令和5年3月31日現在

(5) 森林の被害⁸

単位: ha

種 類	山 火 事			水 害			雪 害			虫 害 ⁹		
年 次	R3	R4	R5	R3	R4	R5	R3	R4	R5	R3	R4	R5
総 計	0.183	0.03	0.41				1.42	2.73		24.06	23.52	15.27
七尾市	0.02	0.01	0.08							0.13	0.08	0.1
輪島市			0.08				0.2	0.56		0.46	0.49	0.33
珠洲市								1.84		0.97	1.19	1.48
羽咋市	0.04						0.11			2	0.48	1.14
かほく市			0.11				0.66			9.29	6.35	3.91
津幡町			0.08				0.05					
内灘町										5.82	11.77	5.36
志賀町	0.02		0.01							2.85	1.12	1.3
宝達志水町	0.003		0.03				0.4			1.47	1.08	0.82
中能登町	0.1											
穴水町								0.21		0.04	0.07	0.06
能登町		0.02	0.02					0.12		1.03	0.89	0.77

⁸被害面積は実損面積とする。

⁹虫害は松くい虫とナラ枯れの合計。

3 林業の動向

(1) 保有山林規模別林家数¹⁰

1 ha 以上の山林を保有する林家は 6,868 戸であり、所有規模別にみると、5 ha 未満の林家が 5,399 戸（79%）で、その零細性がうかがわれる。

単位 戸数：戸

区 分	総 数	1ha～ 3ha	3ha～ 5ha	5ha～ 10ha	10ha～ 50ha	50ha～ 100ha	100ha 以上
総 計	6,868	4,308	1,091	836	588	30	15
七尾市	1,206	786	186	139	92	0	3
輪島市	1,403	848	248	187	109	10	1
珠洲市	741	434	122	90	86	5	4
羽咋市	132	100	19	8	4	1	0
かほく市	116	92	19	3	2	0	0
津幡町	285	205	28	33	18	1	0
内灘町	6	4	0	1	1	0	0
志賀町	992	626	158	119	86	2	1
宝達志水町	239	167	25	24	20	1	2
中能登町	234	180	35	13	5	0	1
穴水町	496	269	79	83	58	4	3
能登町	1,018	597	172	136	107	6	0

¹⁰ 2020年農林業センサスによる。

(2) 森林経営計画の認定状況

単位 面積：ha

市町村名	計画の種類	森林経営計画						
		作成件数等				人天別面積		
		件数	対象森林面積	間伐下限面積	間伐計画面積	人工林	天然林等	計
能登計画区	林班計画	14	631	1,624	213	393	237	631
	うち属人計画との重複	0	0			0	0	0
	区域計画	64	186	674	62	106	79	186
	属人計画	6	6,859	34	913	3,698	3,161	6,859
	計	84	7,676	2,332	1,188	4,198	3,478	7,676

令和6年3月31日現在

(3) 経営管理権及び経営管理実施権の設定状況

単位 面積：ha

市町村別	経営管理権	経営管理実施権	備考
	面積	面積	
能登計画区	668.90	0.00	

令和6年3月31日現在

(4) 森林組合及び生産森林組合の現況

能登地域においては、令和5年3月末現在の森林組合は3組合あり、組合員数19,068名で専従職員79名、作業班員133名を擁して活動している。収益は公営、公共造林等の受委託をはじめとする森林整備部門が全体の70%とかなりの割合を占めている。また、生産森林組合は37組合あり、集落有林等の共同経営を行っている。

ア 構 成

市町別		組合名	組合員数 (人)	常勤役 員数 (人)	組合員所有(または 組合経営)森林面積 (ha)
森林組合	金 沢 市	金 沢	3,886	1	18,363
	かほく市				
	津 幡 町				
	七 尾 市	中能登	7,926	1	35,741
	羽 咋 市				
	志 賀 町				
	宝達志水町				
	中能登町	能 登	7,256	1	64,856
	輪 島 市				
	珠 洲 市				
	穴 水 町				
	能 登 町	小 計		19,068	3
生産森林組合	七 尾 市	別所岳	25		37
		向 田	120		44
	輪 島 市	里 町	56		15
		鈴 屋	48		32
		惣領町	62		26
		小池町	23		23
		鶴入町	35		10
		久手川	40		121
		房田町	44		103
		門前町和田	80		92
		走出当来尾	70		39
		門前町鬼屋	32		49
		門前町道下	10		3
		門前町中谷内	22		91
		羽 咋 市	四 町	38	
	垣内田町		13		8
	円井町		67		6
	千田町		46		8
	尾長町		60		22
	上白瀬町		48		10
	かほく市	笠 島	38		58
	津 幡 町	瓜 生	21		93
	志 賀 町	上 棚	39		508
		栗 山	23		13
		稗 造	278		68
		高 田	45		82
		鶴野屋	22		21
		八 幡	41		10
		地頭町	40		30
		草 木	39		23
	宝達志水町	散 田	63		23
		紺屋町	55		15
		御 館	34		30
		上田赤池組	16		29
		上田松浦組	19		54
		河 原	62		11
	中能登町	久 江	173		30
	小 計		1,947	0	1,854
	合 計			21,015	3

令和 4 年度森林組合統計書

（５）林業事業体等の現況

ア 木材の生産及び需給

本計画区における令和5年度の素材生産量は、65千 m^3 で県生産量の47%を占めている。石川県における令和5年度の素材需要量は309千 m^3 であり、18%が製材用である。外材供給量は28千 m^3 で外材依存度9%となっている。

イ 製材工場及び木材市場

木材・木製品製造業者は24あり、年間出荷額は121億3,600万円で県内全体の49%を占める。

木材市場は2市場あり、令和3年の年間原木取扱量は22,169 m^3 である。

単位：事業所数

区 分	素材生産を行う 林業経営体数 ¹¹	木材卸売業 ¹² (うち素材市売市場)	木材・木製品 製造業 ¹³
総 計	29	2 (2)	24
七尾市	0	1 (1)	8
輪島市	8	—	8
珠洲市	4	—	—
羽咋市	—	—	—
かほく市	—	—	1
津幡町	2	—	1
内灘町	—	—	—
志賀町	2	—	4
宝達志水町	—	—	1
中能登町	—	—	—
穴水町	3	1 (1)	—
能登町	10	—	1
生産量(m^3)	65,411		
取扱高(m^3)		素材 22,169	
出荷額(万円)			1,213,600

（６）林業労働力の概況

「森林組合統計書」（石川県農林水産部森林管理課）参照のこと。

¹¹ 素材生産を行う林業経営体数については2020年農林業センサスによる（5 林業経営体 と素材生産量）。

素材生産業の生産量は、森林管理課調べによる。

¹² 木材卸売業の取扱量は、令和3年次版石川県における木材需給と製材工業の動向による。

¹³ 木材・木製品製造業は令和4年(2022)刊石川縣市町村要覧による。

(7) 林業機械化の概況

区 分	台 数	備 考
フェラーバンチャ（台）	-	立木を伐倒、集積する自走式機械
スキッド（台）	-	牽引式集材専用車両
プロセッサ（台）	1	枝払い、玉切りする自走式機械
ハーベスタ（台）	16	伐倒、枝払い、玉切りする自走式機械
フォワーダ（台）	15	積載式集材専用車両
タワーヤード（台）	-	元柱を具備した自走式集材車輛
グラブソー（台）	-	巻立、玉切り自走式機械
スウィングヤード	-	集材、巻立をする自走式機械

令和6年3月31日現在

(8) 作業路網等整備の概況

令和5年度末における本計画区の林道及び作業道の総延長は3,640.0 kmで、林道密度は25.4m/haで県平均21.8m/haを上回る。林内公道2,208.5 kmと合わせると林内道路密度は40.7m/haで、県平均34.4m/haを上回り道路網の整備が進んでいる。

林道・作業道の整備状況¹⁴

単位 面積：ha、延長：km、密度：m/ha

区 分	森林面積	林 道 ¹⁵		作 業 道		総 延 長	
		延 長	密 度	延 長	密 度	延 長	密 度
総 計	143,481	1,072.4	7.47	2,567.6	17.89	3,640.0	25.35
七尾市	20,291	92.9	4.57	310.3	15.25	403.2	19.82
輪島市	32,549	249.2	7.66	623.4	19.15	872.6	26.81
珠洲市	18,093	110.5	6.11	260.1	14.38	370.7	20.49
羽咋市	2,881	22.0	7.58	21.4	7.37	43.4	14.95
かほく市	2,415	19.5	8.08	56.9	23.54	76.4	31.63
津幡町	5,627	70.0	12.46	193.2	34.38	263.2	46.84
内灘町	236	0.0	0.00	0.0	0.00	0	0.00
志賀町	16,060	138.5	8.63	275.0	17.13	413.5	25.76
宝達志水町	6,933	83.7	12.07	110.6	15.95	194.3	28.02
中能登町	5,030	63.2	12.57	67.6	13.44	130.8	26.01
穴水町	13,337	73.8	5.53	327.2	24.52	401.0	30.05
能登町	20,029	148.9	7.43	322.0	16.07	471.0	23.50

(9) その他

ウ 特用林産物の生産¹⁶

きのこ生産量は、生シイタケ222 t（県生産量の77%）、乾シイタケ7 t（99%）、ヒラタケ0.3 t（95%）、ナメコ0.1 t（0.09%）、ぶなしめじ1,200 t（100%）となっている。アカマツ林に発生するマツタケは、0.8 t（100%）生産されており、マツ林の環境整備等により増産を目指している。

¹⁵ 林道は軽車道を含む。

¹⁶ 令和4年度石川県特用林産物需給動向。

4 持続的伐採可能量

第1表 主伐（皆伐）上限量の目安（年間）

単位 材積：千 m³

主伐（皆伐）上限量の目安
750.67

第2表 再造林率に応じた持続的伐採可能量（年間）

単位 再造林率：％、材積：千 m³

再造林率	持続的伐採可能量	間伐立木材積	合計
100	750.67	159.90	960.34
90	675.60		889.97
80	600.54		819.59
70	525.47		749.22
60	450.40		678.84
50	375.34		608.47
40	300.27		538.10
30	225.20		467.72
20	150.13		397.35
10	75.07		326.97

(附) 石川県天然更新完了基準書

1 目的

本基準書は、国が策定した「天然更新完了基準書作成の手引きについて（平成24年3月30日付け23林整計第365号林野庁森林整備部計画課長通知）」を踏まえ、地域森林計画及び市町村森林整備計画で定める天然更新に関する計画事項に沿った適確な天然更新を確保するために、基本的な技術指針とともに、天然更新完了の判断に必要な具体的基準を定めるものである。伐採等の届出に係る更新状況の確認業務をはじめ、天然更新の技術指導等の業務に本基準書を用いることで、健全な森林の維持・造成の確保に資するものとする。

2 用語の定義

本基準書で用いる用語は、次のとおりとする。

- 1 「更新」とは、無立木地（伐採跡地及び未立木地）において、更新樹種を育成し、再び立木地とすることをいう。
立木地とは、樹冠疎密度が10分の3以上である森林、幼齢林（おおむね15年生未満の立木から成る森林をいう。）にあっては立木度が3以上である森林の土地をいう。
- 2 「更新樹種」とは、将来の森林の林冠を構成する樹種又は将来確実に極相状態に遷移することが見込まれる場合の高木性先駆種に属するものをいう。
- 3 「天然更新」とは、天然下種更新、ぼう芽更新、伏条更新、前生稚樹による更新及びこれらを組み合わせたもので、主として天然力による更新を指す。これに対し「人工造林」とは、植栽、播種など、人為による更新をいう。
- 4 「天然更新補助作業」とは、地表処理、刈出し、天然更新の不十分な箇所に行う補助的な植込み等、更新樹種が生育できる空間や光、土壌環境等を確保するために行う作業をいう。
- 5 「更新の完了」とは、無立木地において更新樹種が十分に発生・成長し、目標とする森林が成立すると見込まれる状態とする。
- 6 「立木度」とは、現在の林分の立木の本数を当該林分と同一の樹種及び林齢に相当する期待成立本数で除して得た値を十分率をもって表す。

$$\text{立木度} = \frac{\text{現在の立木の本数(本/ha)}}{\text{当該林分と同一の樹種及び林齢に相当する期待成立本数(本/ha)}} \times 10$$

- 7 「期待成立本数」とは、現実林分における樹種別、林齢別の標準的なヘクタール当たり本数のことをいう。

期待成立本数は、各地域の収穫表、収穫予想表、密度管理図及び調査研究結果等を参考に定められるものである。なお、天然更新の判定の対象となる幼齢林についての期待成立本数は、市町村森林整備計画において「天然更新の対象樹種の期待成立本数」として定められた本数とする。

3 天然更新の完了の確認

- 1 天然更新の完了の確認（更新調査）は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を経過する日までに行うものとする。
- 2 天然更新の完了の確認は、原則として、天然更新完了基準書に基づき、現地において更新調査により行うものとする。
- 3 更新調査の標準的な調査時期は9月～11月とするが、現地状況に応じて、稚樹の優劣関係や他植物との競合関係を適切に把握できる時期であればこの限りではない。

- 4 第1項の更新調査を行った結果、更新が完了していない場合で、引き続き天然更新による更新を維持する場合は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して7年を経過する日までに再調査を行うものとする。なお、更新の方法を人工造林へ変更し、植栽により十分な数の更新樹種を成立させた場合は、その時点で、更新完了とすることができる。

4 天然更新対象地

- 1 本基準の対象とする森林は、伐採及び伐採後の造林の届出書及び森林経営計画書において天然更新を実施予定とする伐採跡地のほか、更新状況を判定する必要がある過去の伐採跡地等とする。
- 2 市町村森林整備計画で定められる「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」では、天然力による更新が期待できないため、原則として、天然更新を計画しないものとする。
- 3 「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」以外の森林であっても、更新対象地の周囲の森林の状況、森林被害の発生状況等を総合的に勘案し、更新樹種の生育可能性を検討の上、天然更新を計画するか否かの判断を行うものとする。

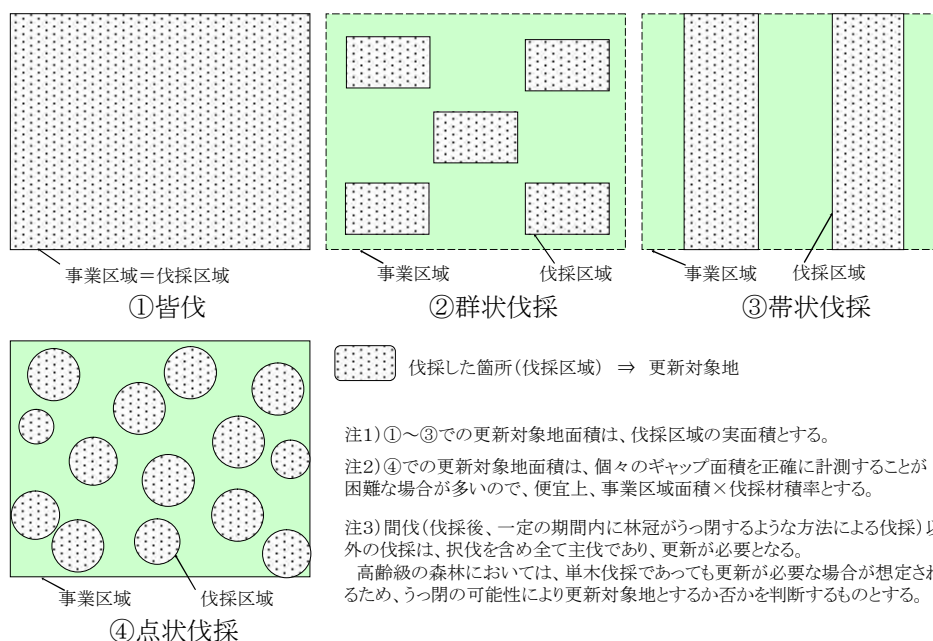
特に、草本類等の繁茂が著しい場所での被圧、動物の食害等の被害が発生する場所においては、

- ①森林被害の種類、頻度
 - ②被害に対する更新樹種の耐性、被害後の回復の見通し
 - ③繁茂する草本類の除去や動物の食害防除対策などの作業の実効性
- 等を十分検討するものとする。

- 4 更新対象地の面積は、伐採後に天然更新により更新樹種を育てる箇所（以下、伐採区域という）の実面積とする。

なお、点状の伐採（間伐を除く。残存木が少数となる強度な点状伐採も含む。）を行う場合、伐採によって林冠が開いた箇所（いわゆるギャップ）が更新対象地となるが、その面積を正確に計測することは困難な場合が多い。このような場合は、伐採区域を含む事業対象の区域（以下、事業区域という）の面積に材積伐採率を乗じたものを更新対象地面積として取り扱う。

○ 更新対象地のイメージ



注1) ①～③での更新対象地面積は、伐採区域の実面積とする。

注2) ④での更新対象地面積は、個々のギャップ面積を正確に計測することが困難な場合が多いので、便宜上、事業区域面積×伐採材積率とする。

注3) 間伐(伐採後、一定の期間内に林冠がうつ閉するような方法による伐採)以外の伐採は、択伐を含め全て主伐であり、更新が必要となる。

高齢級の森林においては、単木伐採であっても更新が必要な場合が想定されるため、うつ閉の可能性により更新対象地とするか否かを判断するものとする。

- 5 岩石地など更新が困難な箇所については、あらかじめ伐採対象から除外することが必要である。
- 6 人工林を伐採し天然更新を計画する場合は、近隣の伐採跡地や若齢の造林地における更新樹種の生育状況、人工林の林床に生育する若齢木及び前生稚樹の有無、周囲の種子の供給源となる広葉樹林の有無などから天然更新の実施の可否を判断するものとする。
[参考]：鳥散布の種子を持つ樹種が種子供給源となりうる範囲は100m以内、それ以外の種子を持つ樹種の場合は50m以内と言われる（出典：中西弘樹、種子ひろがる－種子散布の生態学、平凡社、256pp）。
- 7 将来の生育可能性について、定量的な判断基準を設定することは一般に困難であることから、周辺の伐採跡地での更新状況などの目視、聞き取りや既存資料及び文献等の利用可能な情報を元に判断するものとする。
- 8 3の「周囲の森林の状況」は、周囲の森林におけるササ・タケ類の有無、更新樹種の生育状況及び森林に被害を及ぼす動物の痕跡の有無等を確認するものとする。
- 9 3の「森林被害の発生状況」は、伐採を計画している箇所における伐採前の森林被害の発生状況（原因、被害程度等）に加え、周囲の森林及び伐採跡地における森林被害の発生状況、過去の森林被害記録並びに回復の見通し等を勘案し、今後の被害発生の可能性を検討するものとする。
- 10 寒風害、雪害、干害等の気象害の可能性の有無についても十分留意するものとする。
- 11 周辺森林においてニホンジカ、ニホンカモシカ、ノウサギ、ハタネズミ等による食害が認められる地域において天然更新を計画する場合は、事前に防除対策について十分検討するとともに、更新困難地を生じさせないために安易な主伐を行わないようにする。

5 更新対象樹種

天然更新の対象樹種は、当該伐採跡地が存在する市町が市町村森林整備計画において定める「天然更新の対象樹種」とする。また、「うち、ぼう芽による更新が可能な樹種」として定められた樹種が生育する森林（十分なぼう芽能力が期待できない樹齢のもの（下記参考）を除く）を伐採した場合は、ぼう芽による更新を計画することができる。

なお、ササ、タケ類は樹木ではなく、更新樹種とはならない。これらが優占する箇所は笹生地、竹林として取り扱うものとする。

[参考]：コナラ等の薪炭林 50年生以上（株の直径およそ30cm以上）でぼう芽力が衰え始める（出典「里山の森作りガイド」、石川県森林管理課、2008）。コナラ二次林 伐採後のぼう芽再生力の調査の結果、ぼう芽更新が期待できるのは45年生程度まで（県林業試験場研究報告、2012）。

6 天然更新及び更新補助作業

1 天然更新の標準的な方法

ア 天然下種更新

天然力により種子を散布し、その発芽、成長を促して更新樹種を成立させるために行うものとする。種子の供給源となる広葉樹林等からの距離、母樹の保存、種子の結実等に配慮すること。

イ ぼう芽更新

樹木を伐採し、その根株からのぼう芽を促して更新樹種を成立させるために行うものとする。ぼう芽力を確保する観点から伐採を行う時期（季節）並びに樹種、林齢及び根株の直径等に留意すること。

ウ 伏条更新

下枝を直接地面に触れさせ、そこから新たに根を発生させることで独立した樹木として成立させるために行うものとする。

エ 前生稚樹による更新

伐採前の林床に既に生育している前生稚樹を保残し、後継樹として成立させるために行うものとする。

2 天然更新補助作業の標準的な方法

自然に推移させると更新の完了した状態にならないと判断される場合には、下記の天然更新補助作業を実施するものとする。実施にあたっては、市町村森林整備計画に定める標準的な方法に基づくこと。なお、天然更新補助作業は、更新樹種が生育できる空間や光、土壌環境を確保するための作業であり、更新を誘導するため事前に行うものと更新の推移を踏まえ追加的に行う場合があるので、必要に応じて実施すること。

ア 地表処理

ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所について、種子の確実な定着と発芽を促し、更新樹種が良好に生育できる環境を整備するために地表かき起こし、枝条整理等を行うものとする。

イ 刈出し

ササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等の競合植物により更新樹種の生存、生育が阻害されている箇所について刈払い等を行うものとする。

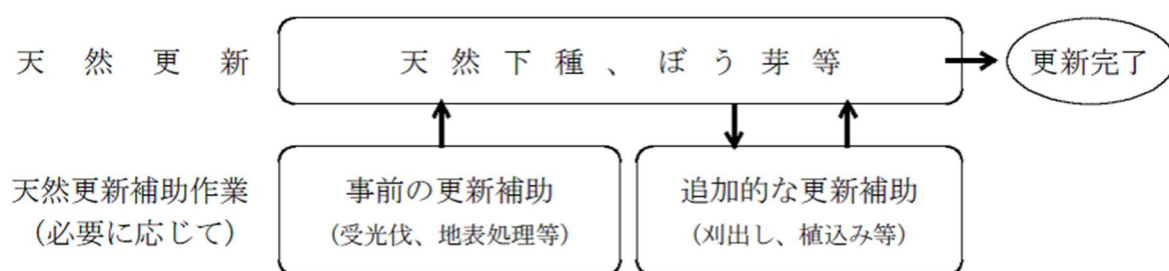
ウ 植込み

更新樹種の生育状況等を勘案し、天然更新が不十分な箇所に必要な本数を植栽するものとする。

エ 芽かき

ぼう芽更新では、樹種や林齢等により一株から多数のぼう芽稚樹が発生する場合があるので、ぼう芽の発生状況等を考慮の上、必要に応じて優良なぼう芽稚樹を残すために芽かきを行うものとする。

○ 天然更新及び天然更新補助作業

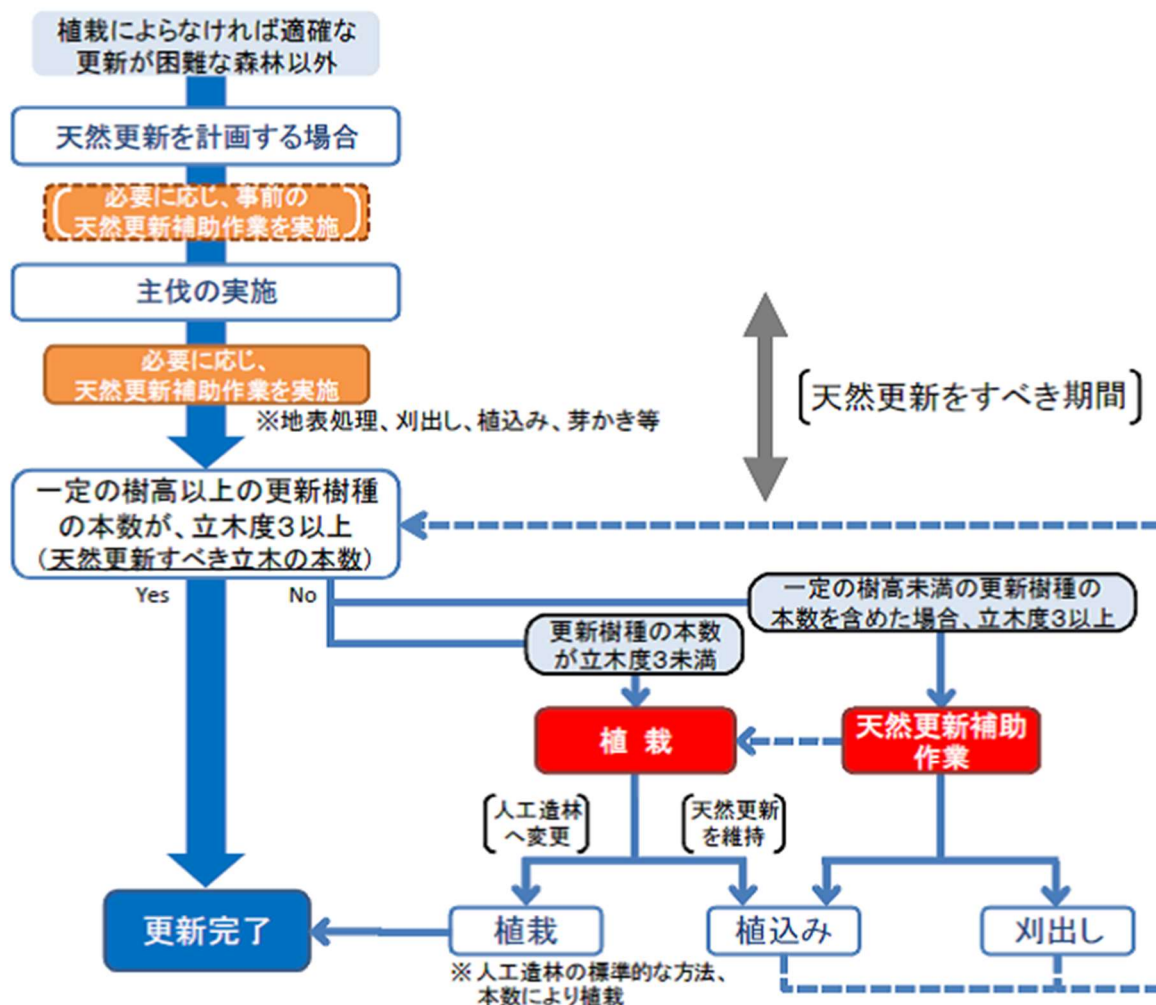


※全面的に植栽した場合等は更新完了とする。

7 天然更新の判定基準

天然更新の判定フローを次図に示す。

○ 天然更新の判定フロー



7-1 稚樹高

更新樹種の成立本数として算入する稚樹の高さについては、更新樹種の確実な成立のために周辺の植生（更新樹種の生存、生長を阻害するササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等の競合植物をいう。）の草丈に一定程度の余裕高を加えた上で定めるものとする。

このことから、必要となる更新樹種の稚樹高は、下表により、競合植物の草丈に応じて決定することとする。

○成林に必要な稚樹高

競合植物の草丈 (cm)	10	20	30	40	50	60	70	80	90	100	110	120	130	140	150	160	170	180	190	200
必要稚樹高 (cm)	50	80	110	130	150	180	200	230	250	270	290	310	330	340	360	380	400	410	430	450

注) 天然更新完了基準書作成の手引き（解説編）より。成立本数3,000本/haの場合を引用。

7-2 天然更新すべき立木の本数

- 1 天然更新すべき立木の本数は、基本的には更新樹種の期待成立本数に10分の3を乗じた本数以上、つまり立木度3以上となる本数とする。更新樹種の成立本数が当該本数以上であるか否かにより更新の判定を行うものとする。
- 2 ぼう芽更新では、発生直後に一株から多数のぼう芽稚樹が発生した場合、個体間及び個体内の競争によりぼう芽の本数が減少するとともに、芽かきにより不用なぼう芽を取り除くことが見込まれるため、ぼう芽稚樹の全数を更新樹種の成立本数としてカウントすることは望ましくない。このため、一株当たり5本を上限としてカウントすることとする。
- 3 皆伐による伐採跡地など、更新樹種が一斉に成立している場合は、更新樹種が立木度3以

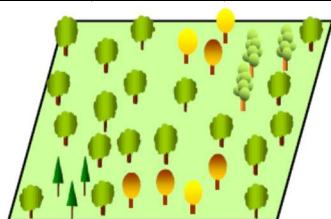
上であるか否かにより、天然更新すべき立木の本数を満たしているか判断するものとする（例１）。

点状伐採を行い事業区域内に残存木が混在している場合は、樹種別、階層別に算出した立木度の総和が立木度３以上であるか否かにより、天然更新すべき立木の本数を満たしているか判断するものとする（例２）。

- ４ 上層木、中層木の期待成立本数は、原則として林分密度管理図から設定し（例３）、この方法によりがたい下層木については、市町村森林整備計画に定める期待成立本数を適用するものとする。

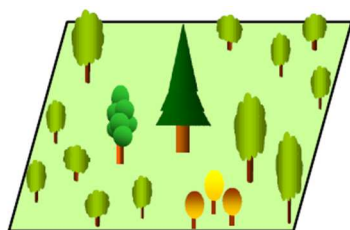
○ 例１ 皆伐の場合

樹種	層区分	a	b	c=b/a	備考
		期待成立 本数 (本/ha)	成立本数 (本/ha)	立木度	
その他広葉樹	—	10,000	3,400	0.34	更新樹種
計				0.34	0.3以上で更新完了



○ 例２ 残存木が混在している場合

樹種	層区分	a	b	c=b/a	備考
		期待成立 本数 (本/ha)	成立本数 (本/ha)	立木度	
スギ	上	1,800	100	0.06	残存木(上層)
その他広葉樹	中	3,000	400	0.13	残存木(中層)
その他広葉樹	下	10,000	1,200	0.12	更新樹種(下層)
計				0.31	0.3以上で更新完了

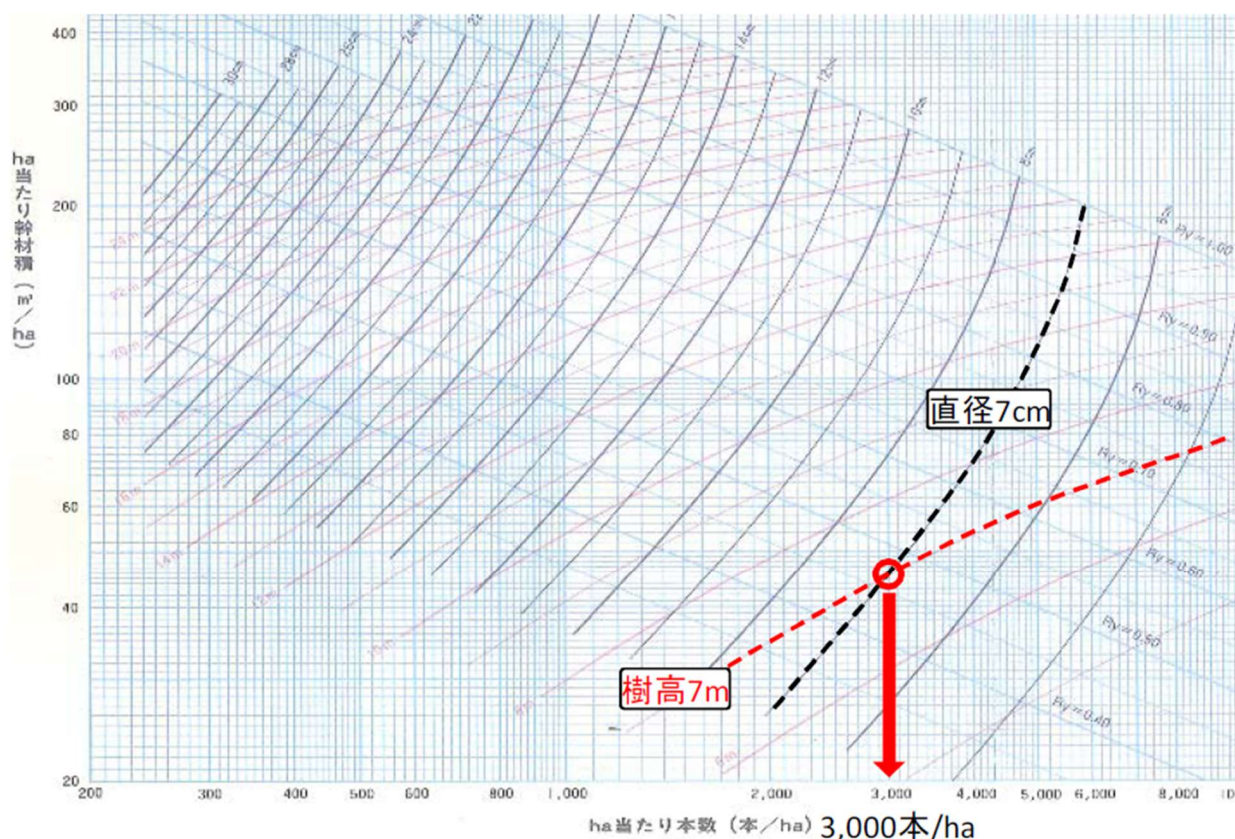


※ 樹種別、階層別に算出した立木度の総和が、立木度３以上あれば更新完了とする。

〔参考〕天然更新すべき立木の本数の計算例

例えば、更新調査の結果、立木度が2.5であった場合は、立木度0.5（=3.0－2.5）に相当する本数が不足しているため、10,000本/ha×0.5/10＝500本/haの植栽等が必要となる。

○ 例3 林分密度管理図による中層木の期待成立本数の設定例



8 更新調査

- 1 更新調査は、原則として更新対象地ごとに行うものとする。ただし、点状伐採（間伐を除く。残存木が少数となる強度な点状伐採も含む。）を行った場合には、事業区域ごとに行うものとする。
- 2 更新調査は、原則として更新対象地（点状伐採にあっては事業区域）内に設けた調査区画にて行うこととする（図1）。
- 3 更新調査は、以下の手順で行う。

1) 調査区画の数は、下記を目安とする。ただし、点状伐採にあっては事業区域面積×伐採材積率＝更新対象地面積とする（図1右の※）。

○更新対象地面積 1ha当たり1箇所（ha未満の端数は切り上げ）

2) 調査区画は、更新対象地の地形植生等を考慮のうえ、バランスよく選択する（例えば、調査区画が1箇所の場合は平均的な箇所、複数の場合は尾根、中腹、谷筋の箇所をまんべんなく選択するなど）。また、点状伐採を行った場合は、伐採により樹冠が開いた箇所（ギャップ）を含めるように設置すること。

3) 同一の更新対象地（点状伐採にあっては事業区域）に複数の調査区画を設置する場合、互いにおおむね30m以上離して設けることとする。

4) 調査区画のタイプは、伐採方法に応じて以下のとおりとする。

○点状伐採以外の場合：タイプA（図1左）

調査区画の大きさは、2m×10mを標準とし、それを5分割して2m×2mの小区画を5箇所設けることとする。

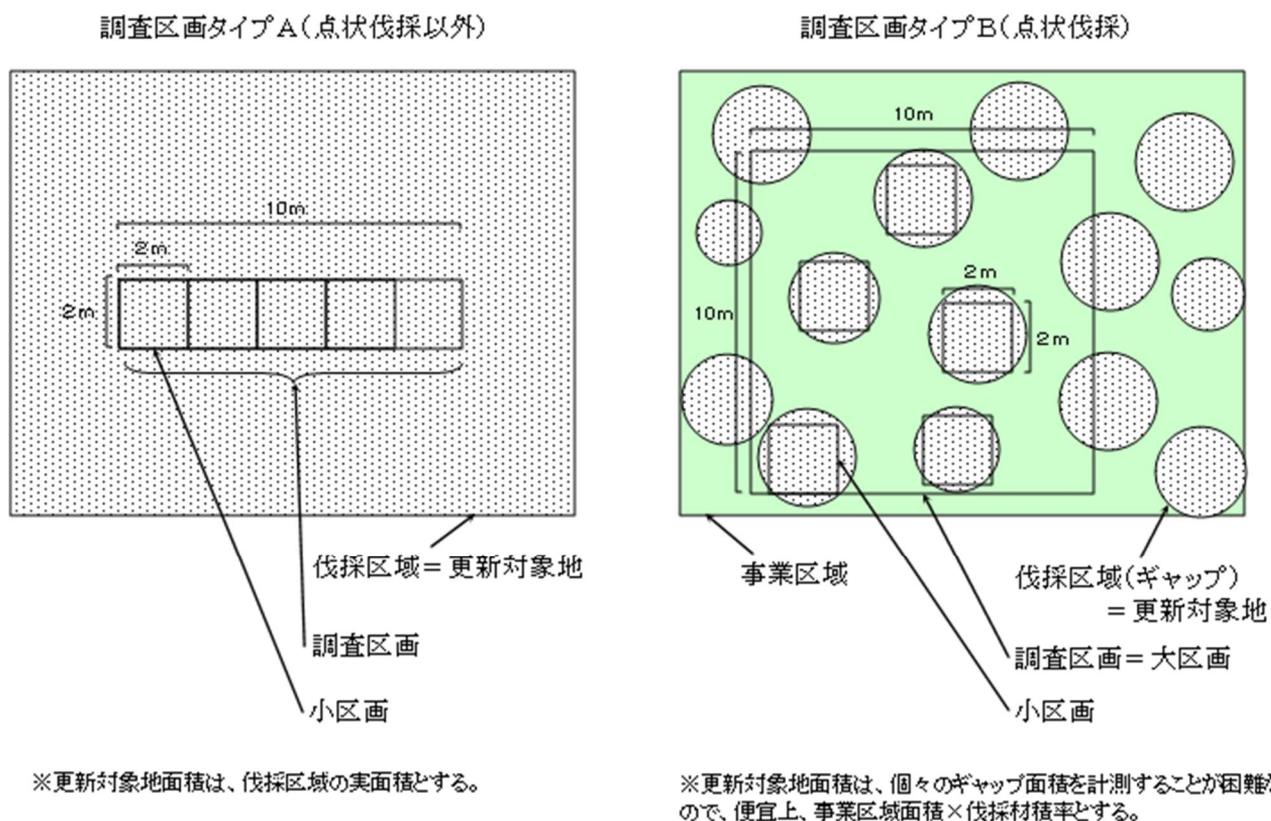
○点状伐採の場合：タイプB（図1右）

調査区画の大きさは、10m×10mを標準とし、これを大区画とする。更に大区画の中

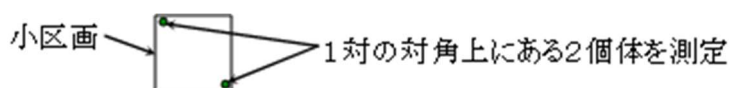
で、ギャップとなっている位置に2m×2mの小区画を最大5箇所設けることとする。
 大区画は残存木の調査に、小区画は更新樹種の調査に使用する。

- 5) 小区画ごとに、小区画の1対角に位置する競合植物の草丈を2個体ずつ（1調査区画で最大10個体分）を0.1m単位で測定し、当該調査区画での平均草丈を算出する（図2）。
- 6) 「6-1 稚樹高」の表より、必要な更新樹種の稚樹高を求める。
- 7) 小区画ごとに、6)の必要稚樹高以上の更新樹種（「5 更新対象樹種」に該当する樹種に限る）の本数をカウントし野帳に記載する。ただし、ぼう芽更新の場合は、一株当たりでカウントできる本数は5本までであるので注意すること。
- 8) タイプBの場合、大区画内に生育する残存木の樹種、層区分（上層木・中層木の別）、胸高直径、樹高を調査し野帳に記載する。なお、ここで残存木に算入できるのは、樹高が概ね5m以上の個体とする。
- 9) 複数の調査区画を設けた場合は、5)～8)の作業を繰り返す。
- 10) 「7-2 天然更新すべき立木の本数」の項を参考に、更新の判定を行う。複数の調査区画を設けた場合は、全ての調査区画で判定基準を満たすことをもって、当該更新対象地（点状伐採にあっては事業区域）の更新が完了したと見なす。

○ 図1 更新対象地と調査区画の関係



○図2 小区画内での競合植物の草丈測定箇所



- 4 調査時に、稚樹の生存、生長を阻害するササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等の競合植物の草丈を超える更新樹種の稚樹が多数成立し、明らかに更新の判定基準を満たしている場合には、目視とすることができる。この場合、その旨記載した野帳及び写真を保管すること。

また、点状伐採を行った場合の事業区域において、残存木が多数生育し、残存木のみで明らかに更新の判定基準を満たす場合は、更新樹種の調査（調査区画タイプBにおける小区画の調査）を省略することができる。

- 5 伐採終了時点で更新樹種や残存木が十分に生育しており、更新調査を行い更新の判定基準を満たす場合には、伐採終了時点で更新の完了と判断して差し支えない。
- 6 更新が完了していないと判断された場合には、野帳及び写真を保管することとし、再調査の際は、前回調査結果を携行すること。

(附) 主伐時における伐採・搬出指針

1 目的

森林資源が本格的な利用期を迎える中、森林の有する多面的機能を確保しつつ、森林資源を循環利用し、適切な森林整備を推進することが求められている。

一方で、前線や台風等に伴う豪雨が頻発し、山地災害が激甚化・多様化するようになってきており、山地の崩壊等の発生に対する住民の関心が高まっている状況にある。

このため、立木の伐採・搬出に当たっては、それに伴う土砂の流出等を未然に防止し、林地保全を図るとともに、生物多様性の保全にも配慮しつつ伐採・搬出後の林地の更新を妨げないように配慮すべきである。

本指針は、これらを踏まえ、林業経営体等が主伐時における立木の伐採・搬出に当たって考慮すべき最低限の事項を示すものである。

2 定義

この指針において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ以下に定めるところによる。

- (1) 集材路とは、立木の伐採、搬出等のために林業機械等が一時的に走行することを目的として作設される仮施設をいう（森林整備や木材の搬出のために継続的に用いる道は森林作業道として集材路と区別する）
- (2) 土場とは、集材路を使用して木材等を搬出するため、木材等を一時的に集積し、積込みの作業等を行う場所をいう。

3 伐採の方法及び区域の設定

- ① 持続的な林業の確立に向けて、立木の買付けや伐採の作業受託の際に、森林所有者に対して、再造林の必要性等を説明し、その実施に向けた意識の向上を図るとともに、伐採と造林の一貫作業の導入等による作業効率の向上に努める。
- ② 林地の崩壊の危険のある箇所、溪流沿い、尾根筋等については、森林所有者等と話し合い、林地の保全及び生物多様性の保全に支障が生じないよう、伐採の適否、択伐、分散伐採その他の伐採方法及び更新の方法を決定する。
- ③ 伐採を行う際には、対象となる立木の生育する土地の境界を超えて伐採（誤伐）しないように、あらかじめ伐採する区域の明確化を行う。
- ④ 林地の保全及び生物多様性の保全のため、保残する箇所・樹木を森林所有者等と話し合い、必要に応じて溪流沿い、尾根筋での保護樹帯の設定、野生生物の営巣に重要な空洞木の保残等を行う。なお、これらの箇所に架線や集材路を通過させなければならない場合は、その影響範囲が最小限となるよう努める。
- ⑤ 気候、地形、土壌等の自然条件を踏まえ、森林の有する公益的機能の発揮を確保するため、伐採の規模、周辺の伐採地との連担等を十分考慮し、伐採区域を複数に分割して一つの区域で植栽を実施した後に別の区域で伐採したり、帯状又は群状に伐採することにより複層林を造成したりするなど、伐採を空間的、時間的に分散させる。

4 集材路・土場の計画及び施工

(1) 林地保全に配慮した集材路・土場の配置・作設

- ① 図面及び現地踏査により、伐採する区域の地形、地質、土質、水の流れ及び湧水、土砂の崩落、地割れの有無等を十分に確認する。その上で、集材路・土場の作設によって土砂の流出・崩壊が発生しないよう、集材方法及び使用機械を選定し、必要最小限の集材路・土場の配置を計画する。
- ② 伐採・搬出に当たっては、地形等の条件に応じて路網と架線を適切に組み合わせる。特に、急傾斜地その他の地形、地質、土質等の条件が悪く土砂の流出又は林地の崩壊を引き起こすおそれがあり、林地の更新又は土地の保全に支障を生じる場所において伐採・搬出する場合には、地表を極力損傷しないよう、集材路の作設を避け、架線集材によることとする。
- ③ やむを得ず集材路又は架線集材のための土場の作設が必要な場合には、法面を丸太組みで支える等の十分な対策を講じる。
- ④ 集材路・土場の作設開始後も土質や水の流れなど伐採現場の状態に注意を払い、集材路・土場の配置がより林地の保全に配慮したものとなるように、必要に応じて当該配置に係る計画の変更を行う。
- ⑤ 集材路の線形は、ヘアピンカーブ等の曲線部を除き、極力等高線に合わせる。
- ⑥ ヘアピンカーブを設置する必要がある場合は、尾根部その他の地盤の安定した箇所に設置する。
- ⑦ 集材路・土場の作設により露出した土壌が溪流へ流入することを防ぐため、一定幅の林地がろ過帯の役割を果たすよう、集材路・土場は溪流から距離をおいて配置する。
- ⑧ 集材路は、沢筋を横断する箇所ができるだけ少なくなるように配置する。
- ⑨ 伐採現場の土質が溪流の長期の濁りを引き起こす粘性土である場合は、集材路・土場の作設を可能な限り避ける。やむを得ず作設を行う必要があるときは、土砂が溪流に流出しないよう必要に応じて編柵工等を設置する。
- ⑩ 伐採する区域内のみで集材路の適切な線形、配置、縦断勾配等を確保することが困難な場合には、当該区域の隣接地を経由することも検討する。このとき、集材路の作設に当たっては、当該隣接地の森林所有者等と調整等を行う。

(2) 人家、道路、取水口周辺等での配慮

- ① 集材路・土場の作設時には、土砂、転石、伐倒木等が流出又は落下しないよう、必要に応じて保全対象（土砂、転石、伐倒木等の流出又は落下による被害を防止する対象となるものをいう。以下同じ。）の上方に丸太柵工等を設置する。特に、人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象が下方にある場合は、その直上では集材路・土場を作設しない。
- ② 水道の取水口に濁水が流入しないよう、その周辺では集材路・土場の作設を避ける。

(3) 生物多様性と景観への配慮

- ① 生物多様性の保全のため、希少な野生生物の生息・生育情報を知った場合には、必要に応じて線形及び作業の時期の変更等の対策を講じる。

- ② 集材路・土場の作設に当たっては、集落、道路等からの景観に配慮し、集材路・土場の密度、配置及び作設方法を調整する。

(4) 切土・盛土

- ① 切土・盛土の量を抑えるために、集材路の幅及び土場の広さは作業の安全を確保できる必要最小限のものとする。
- ② 切土高を極力低く抑えるとともに、盛土を行う場合には、しっかりと締め固め、補強が必要な場合には、丸太組み工法等を活用して盛土を安定化させる。
- ③ 残土が発生した場合には、残土が渓流に流出しないよう渓流沿いを避け、地盤の安定した箇所に小規模に分散して置く。また、流出のおそれがある場合は、丸太組み工法等を活用して対策を講じる。

(5) 路面の保護と排水の処理

- ① 雨水が集中して路面の長い区間を流下し、又は滞水すると、路面の洗掘及び崩壊の原因となるため、地形を利用して上り坂と下り坂を切り替えるなどの路面の保護のための対策を講じる。
- ② 路面の排水は、可能な限り尾根部、常時水の流れている谷等の侵食されにくい箇所で行う。また、崩れやすい盛土部分の崩壊等为了避免するため、路面から谷側斜面への排水を促しつつ、横断溝を設け、流末処理も行うとともに盛土箇所の手前で排水するなどの対策を講じる。

(6) 渓流横断箇所の処理

- ① 渓流横断箇所においては、流水が道路等に溢れ出ないように施工し、その維持管理を十分に行う。また、暗渠を用いる場合には、詰まりが生じないように十分な大きさのものを設置することとし、暗渠の呑口の土砂だめの容量を十分確保する。なお、洗い越しとする場合は、横断箇所で集材路の路面を一段下げる。
- ② 洗い越しは、越流水が生じても水の濁りが発生しにくくなるよう大きめの石材を路面に設置するなどにより安定させ、流出のおそれがある場合は、必要に応じて撤去する。

5 伐採・造材・集運材における作業実行上の配慮

- ① 集材路・土場は、作業が終了して次の作業まで一定期間使用しない場合には、流路化による土砂の流出防止や、植生回復に配慮し、路面に枝条を敷設する等の措置を講じる。
- ② 集材路・土場の路面のわだち掘れ、泥濘化、流路化を避けるため、降雨等により路盤が多量の水分を帯びている状態では通行しない。通行する場合には、丸太等の敷設などにより、路面のわだち掘れ等を防止する。
- ③ 伐採現場が人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象の上方に位置する場合には、伐倒木、丸太、枝条・残材、転石等の落下防止に最大限の注意を払う。
- ④ 伐採後の植栽作業を想定して伐採作業時から伐採後の地拵え等の作業が効率的に行えるよう枝条等を整理するとともに、造林事業者が決まっている場合は、造林事業者と現場の後処理等の調整を図る。
- ⑤ 枝条等が雨水により渓流に流出することがないように対策を講じ、沢に近い場所への集積は避ける。

- ⑥ 天然更新を予定している区域では、枝条等が萌芽更新、下種更新等の妨げとならないように留意し、枝条等を山積みをする 것을避ける。

6 事業実施後の整理

(1) 枝条・残材の整理

- ① 枝条・残材は、木質バイオマス資材等への有効利用に努める。
- ② 枝条・残材を伐採現場に残す場合は、出水時に溪流に流れ出したり、雨水を滞水させたりすること等により林地崩壊を誘発することがないように、溪流沿い、集材路、土場、林道等の道路脇に積み上げない。また、林地の表土保護のために枝条の敷設による整理を行う等により、枝条・残材を置く場所を分散させ、杭を打つ等の対策を講じる。

(2) 集材路・土場の整理

- ① 集材路・土場は、原則として植栽等により植生の回復を促すこととし、必要に応じて作設時に剥ぎ取った表土の埋戻し等を行う。また、路面水の流下状況等を踏まえ、溝切り等の排水処置を行う。
- ② 伐採・搬出に使用した資材・燃料等の確実な整理・撤去を行う。
- ③ 全ての作業が終了し、伐採現場を引き上げる前に、集材路・土場の枝条・残材等の整理の状況を造林の権限を有する森林所有者等と確認し、必要な措置を行う。

7 その他

- ① 森林整備や木材の搬出のために継続的に用いる道を作設する場合は、集材路ではなく、「森林作業道作設指針の制定について」（平成22年11月17日付け林整第656号林野庁長官通知）に基づく森林作業道として作設する。
- ② 集材路・土場の作設に当たっては、森林法（昭和26年法律第249号）その他の関係法令に基づく各種手続（許可、届出等）を確実にを行う。なお、作業箇所が保安林である場合にあっては、同法に基づく保安林における作業許可に係る手続を行わなければならないこと、保安林以外の森林にあっては、集材路の幅員、総延長、土場の面積により、同法の林地開発許可に係る手続の対象となり得ることに留意する。
- ③ 林業経営体等は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働関係法令を遵守し、労働災害の防止、労働環境の改善に取り組む。
- ④ この指針については、全国の事例を基に適宜見直しを行っていくものとする。

